

第4章 「水場」を支える現在の仕組み

板倉町には『群馬のウクライナ』と呼ばれるほどの美しい田園風景がある。板倉町の面積は41km²で、群馬県全体の面積である6,363km²の約0.6%でしかない。しかし平成18年度水陸稻の作付面積は群馬県全体で19,100haである。このうち板倉町の水陸稻の作付面積は1,620haで県全体の約8.5%を占める。この数字だけで、現在板倉町でいかに稻作が盛んであるかがうかがい知れるであろう。しかし板倉町には昔から美しい田園風景があったわけではない。



写真1-4-1 板倉町の美しい田園風景

第1節 用排水システム

板倉町には、「カエルが小便をしても水が出る」という言い伝えがある。この言葉は、少量の雨でも洪水となる地域であることを意味する。また、一度、低内地が湛水すると一ヶ月から40日は水が引かないために稻作が不能となる。それ故、かつて板倉町には、せめて比較的水に強い菜の花を咲かせようと言った動きがあった。菜の花を栽培する目的は菜種油の採集である。そのためには洪水時に自然排水だけでは限界があり、板倉町の人々は必死になって土地改良と機械排水機場及び用排水路の整備をしてきた（図1-1-6）。

土地改良事業は、用排水システムを整備することで土地の条件を向上させるものであり、昭和12（1937）年の県営邑楽郡東部用排水改良事業を皮切りに、幾度にもわたって行われている。具体的には、町域内を縦横無尽に巡らされた排水路によって悪水を集め、排水機場において河川へ強制的に排水させることで乾田化を促す一方、河川に設けられた堰や揚水機において取水した水を、用水路によって農地へ引き込み、田畠を潤している。さらに、既存の耕地は、耕作機械や効率的な水利に対応するために長さ100m×幅30mの30aの耕地に改良が進み、現在では町内のほぼ全域が圃場整備されている。

一方で、洪積台地や自然堤防上には灌漑対策の必要な土地が存在する。「陸田化」といわれる畠地を整地して用水を機械でくみ上げ、畠に水稻を作付けする技術が、昭和24（1949）年頃下五箇で始まり、昭和30年代の終わりに積極的に導入された。各地で浅井戸が掘られ、「陸田小屋」と呼ばれるポンプの立ち並ぶ風景がみられるようになった。しかし、現在では用水路の整備が進み、陸田小屋は減少しつつある。

このように現在の穀倉地帯の景観は先人達の水との戦いの歴史の上に成り立っているということがいえる。

表 1-4-1 排水機場の一覧

名称	初代施設設置年	現施設設置年
邑楽東部第一排水機場	昭和 3 (1928) 年	平成 18 (2006) 年
邑楽東部第二排水機場	昭和 3 (1928) 年	平成 18 (2006) 年
大箇野排水機場	昭和 29 (1954) 年	昭和 29 (1954) 年
谷田川第一排水機場	昭和 23 (1948) 年	昭和 23 (1948) 年
谷田川第二排水機場	昭和 24 (1949) 年	昭和 24 (1949) 年
国交省谷田川排水機場	昭和 49 (1974) 年	昭和 49 (1974) 年
小保呂排水機場	昭和 54 (1979) 年	昭和 54 (1979) 年



写真 1-4-2 排水機場

(左: 谷田川第一排水機場 右: 谷田川第二排水機場(写真左)および
国交省谷田川排水機場(写真右))

写真 1-4-3 陸田小屋

第2節 渡良瀬遊水地

明治中期以降・大正・昭和初期に渡良瀬川沿岸の人々を苦しめたのは、足尾銅山から出た鉱毒である。洪水の被害と合わせて渡良瀬川沿岸では土地の汚染が進み安定した収穫が得られず、生活は困窮した。洪水予防と鉱毒沈澱化を目指して作られたのが渡良瀬遊水地である。現在では調節池として機能していて、内部に第1調節池、第2調節池、第3調節池がある。遊水地内の堤の一部にはあえて低く作られた越流堤があり、増水時には調節池に向けてわざと水を流して一時的に溜め、下流での洪水を防ぐことができる。また渡良瀬遊水池は33km²という広大な敷地で人間の活動とは隔離されているため、野鳥を始め昆虫・魚類などの宝庫であり、希少種・絶滅危惧種も多く発見されている。



写真 1-4-4 渡良瀬川改修計画平面図(板倉町教育委員会蔵)

第3節 高規格堤防

大高嶋地区は合の川の締め切り跡地である。かつての合の川は現在水路として利用されている。現在、ここに防災ステーションの建設が進められている。これは利根川左岸において、洪水等により被災した場合に復旧活動等の拠点として、平常時には地域住民の方々が親しめる施設となることを目的としている。防災ステーションには高規格堤防（スーパー堤防）が整備される。高規格堤防は堤防の幅が高さの30倍程度あり、「浸透」「越水」「地震」に強い構造で、緩やかな傾斜で造られていることから、利根川の良好な景観の創出も図られる。



写真 1-4-6 合の川防災ステーション

第4節 水防団

板倉町には水防団も組織され、自ら居住する地域の水害や台風接近時など水に起因する事故及びその恐れがある時は水防任務にあたる。水防団員は日ごろ本業を持つ地域住民により構成され、消防団員を兼任している。消防団員は消火活動が主な任務なのに対して、水防団員は主に大雨・台風などの原因による河川の増水や決壊、堤内地の漏水に対して水防工法を実施して、浸水した地域の被災者救出を主な任務としている。



写真 1-4-6 水防団の活動状況
(水防演習)

第5章 「水場」意識の特性

第1節 「水場」に育まれた意識の特性

(1) 土地利用と「水場の一寸高」

「水場の一寸高」という言葉は、1寸あれば、屋敷に水が入ってこないし、田や畠でも1寸高ければ、農作物は水の入るのが遅く、水が引くのも早いため、少しでも高い所が良いという例えである。そのため本町の人々は、耕作地や屋敷を高くするのはもちろんのこと、水塚も水盛り線にあわせて、より盛土を行っている事例も認められるほどである。

また少しでも高い耕作地を求めて、近隣、あるいは町内の高台に出耕作(入耕作)する例も見られる。

(2) 水害への意識

1) 水害への備え—備蓄米—

水害常襲地帯にあって、水防に関する先人たちの知恵としての継承は「水塚」「揚舟」に代表されるが、「要害米」「ヒネゴメ」となどと呼ばれる備蓄米がある。今年米が穫れても来年穫れるという保障がないため、今年穫れた米は翌年の1年分とするため、常に古米を食べるのである。米を残しておくことができないで、新米にまで手をつける、つまり食べてしまうということは、恥すべき(貧乏である)ことという意識がある。

常に種糲と家族1年分の米、そして「ジャンボン米(葬式用の米)」は、残しておくのである。

2) 水害時における相互扶助

川が増えているとき、あるいは水が出そうな場合の瞬時の判断を家長が行うとともに、「水片付(水仕末)」を行う。さらに家長は家族の安全確保をはじめ水番、炊事用具などの確保、また野菜などをとつくること、牛や馬の避難を行うことなど家族での役割分担を行う。そして近所の人たちとも助け合い、水塚に家族以外の人もあげたり(水上がり)する。また血縁・地縁関係が他地域に比べて多いのも水害時に相互扶助のためと言われる。

3) 「水場」のエゴ

増水時にどちら側の堤防が決壊するかは大きな関心事である。自分の集落を守るために、対岸の堤防を切ってくる「カッキリ事件」は、約100年近く前のことが現在でも話題にのぼるほどである。そして自分のところと違う地域の堤防が切れると、喜ぶ姿があるという。そのため普段は助け合うが、地域対立は血を見たこともあるという。

第2節「水場」に対する意識の変化

(1) 昭和54年「水害に関する意識調査」

1) 調査の概要

『板倉町史別巻四 利根川中流地域板倉町周辺低湿地の治水と利水 -水場の生活と知恵-』(1980)は、「水場」の環境を理解するうえで、非常に貴重な知見を与えてくれる。その町史編纂に際し、町では「水害に関する意識調査」を町内84箇所において聞き取り調査の形で実施し、昭和54(1979)年当時の人々の水場における生活や意識を詳細に記録している。

水害に関する意識調査票

板倉町史編さん委員会
(1979.7調)

調査場所_____ (耕地名_____)

調査対象者氏名_____ 性別 男・女_____

調査実施日 昭和54年 月 日_____ 担当者_____

設問1. 水塚や揚舟を水害のために使ったり、吊るしたりしてありますか。
また稲刈りのため田舟を利用していますか。

① 水塚……ある。 ない。 昔(塚) あった。
② 揚舟……ある。 ない。 昔(塚) あった。
イ 馬舟(大舟)が_____艘ある
ロ 普通舟(3間半)_____艘ある 合計_____艘
ハ あなたの家では揚舟を何年の水害まで使用しましたか。

二 水害時に揚舟を何人でどのようにして水上へ浮かせますか。また、舟の水漏れを防止するためにどのようなことをしていますか。

③ 田舟……ある。 ない。 昔(塚) あった。
イ 田舟はどのように使われていますか。
ロ 田舟はいつ頃まで使われていましたか。
ハ 田舟には①牛や馬にひかせる大型田舟と②人間がひいたり稲刈り使う小型田舟に大別できるが、あなたの家ではどうですか。
○大型田舟_____艘
○小型田舟_____艘 合計_____艘

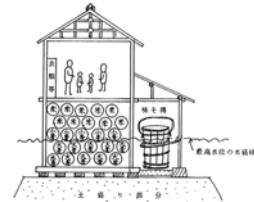
④ その他
水害時に舟刈りといって、揚舟をおろして舟にのっていき、水中の稲を鎌で刈り取る作業をしたことがありますか。
ある。 ない。 昔(塚) までやった。
舟刈りの想い出があれば記して下さい。

設問2. 水塚の必要性と役割はなんでしょうか。

① 家人の生命・牛馬等の家畜の生命・財産や水塚のない近所の人々や水に流され助けを求める人の救助等の役割があると言われていますが、どうでしょうか。
○そのとおりです。 ○わからない。

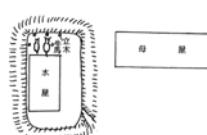
② 米・麦・味噌・醤油等の他に、家人の大切な衣類や家宝の汁物・緊急時の炊事用具等を収納しておく。

③ 水塚へ米や麦の積み方としては、最下部へ大麦俵、次に小麦俵、次に米の順に積みあげるとと言われていますがなぜでしょうか。



④ 水害時には、味噌・醤油のモロミ・オナメ等の樽の蓋を油紙やコモで覆ってから外部より水が入るのを防ぐために縛り、樽の首の部分は荒縄で縛ってから遊び縄といって3~4メートルをとて軒の柱につないでおく。
増水した時は樽は浮くが遠くへ流失することはない。また、減水する時は柱の荒縄を引き寄せてと子供でも元の場所に戻すことができると言われています。あなたの家ではどのようにしていましたか。

⑤ 水塚の台上に少し広い場所があり、牛や馬等をつないでおく習慣がありますが、あなたの家ではどうですか。



⑥ あなたの家では水害に備えて1年分の飯米備蓄をしておき、今年水害があって稲作が皆無であっても、家族の飯米は心配しないですむという習俗がありますかどうですか。

図1-5-1 昭和54(1979)年の水場に関する意識調査票(一部)

2) 調査結果からみる水場の環境に対する住民意識

設問 A-4-1. 「水場の一寸高」 という言葉を知っているか。

- ①知っている。／②知らない。／③その他。

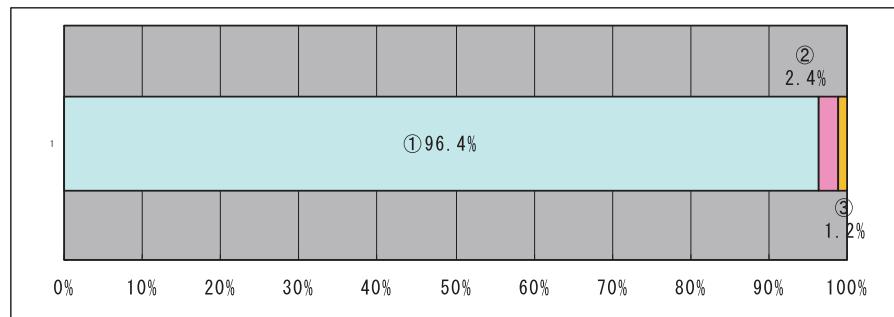


図 1-5-2 設問 A-4-1 に対する回答割合

設問 A-4-2. 「水場の一寸高」 という言葉があるが、なぜか。

- ①水害時において一寸高ければ家族の生命財産を守ることができるから。
②農作物を守ることができるから。
③結婚相手は浸水被害のない高い所に住む人とするべきだと言われているから。
④その他。

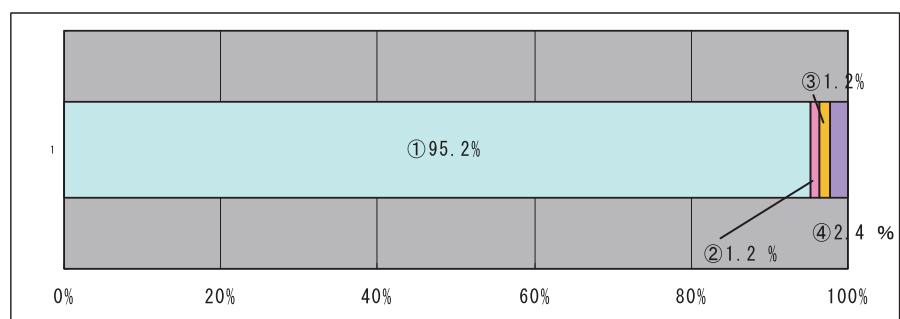


図 1-5-3 設問 A-4-2 に対する回答割合

設問 A-9. 水防小屋のことを知っているか。

- ①知っている。／②知らない。／③その他。

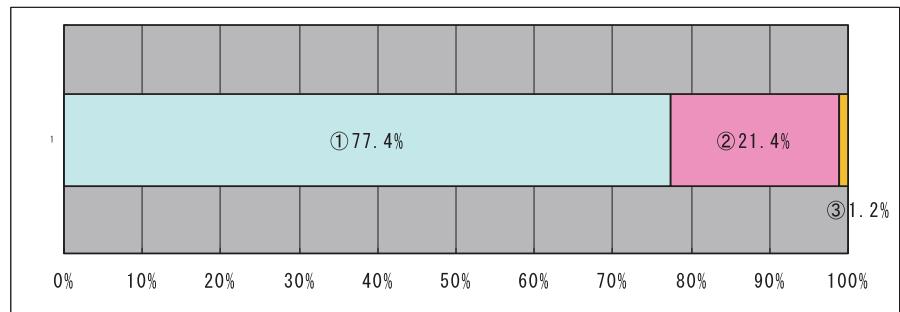


図 1-5-4 設問 A-9 に対する回答割合

設問 A-12. 水害時の備えとしての「水塚・揚舟・備蓄米等」の必要性はあるか。

- ①必要ない。／②水塚や水塚や揚舟は保存し、備蓄米は続ける。／③その他。

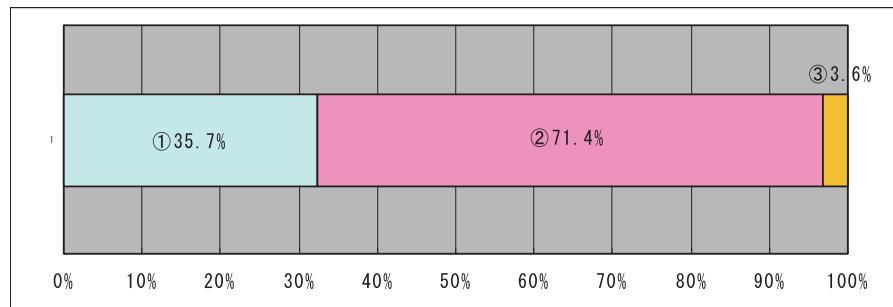


図 1-5-5 設問 A-12 に対する回答割合

設問 A-13. もう水害の心配もなくなったので「水塚や揚舟」も無用になってしまった。

そこで処分することについてのあなたの考えを記して下さい。

- ①水塚や揚舟は不要なので処分する予定である。
②先祖が遺してくれた水塚や揚舟は今後も大切にする。／③その他。



図 1-5-6 設問 A-13 に対する回答割合

(2) 平成9年「水場における「生活の知恵」について」調査

1) 調査の概要

平成9（1997）年、昭和54（1979）年の調査時において水塚のある家に対して、郵送によるアンケート調査を行い、水塚の残存状況や水塚に対する意識を明らかにした。

2) 調査結果

設問B-1. 水塚は現在必要であるか。

①必要でない。／②必要である。

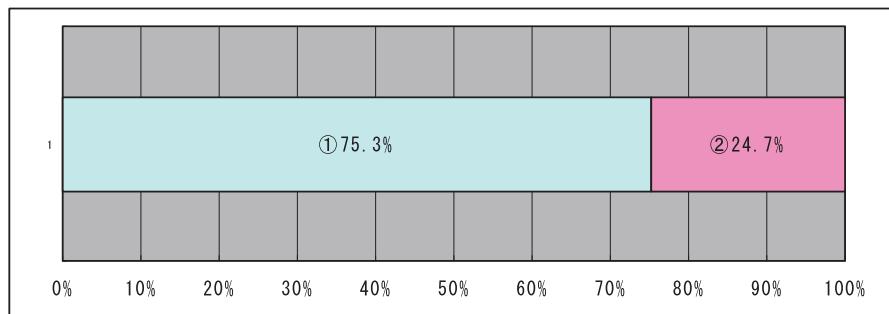


図1-5-7 設問B-1に対する回答割合

設問B-2. 水塚を必要とする理由。

- 板倉町は低地であり、50年前の様なことがないという保障はないと思う。低地で生活する人の備えだと思います。
- 万が一の水害時には欠かせない。
- 文化財として必要である。
- 日常必要でないもの（盆だな、昔の農具、民具など）をしまっておくのに必要である。

設問B-3. 水塚を必要としない理由

- 昔ほど大水が出ることはない。多少の大水は、防波堤があるので心配ない。
- 堤防が強化され、上流にはダムができ、水害の心配がなくなった現在において、もし水害が起きるようであれば、その時は水塚は役に立たない。
- 高い場所にあるので使い勝手が悪い。

(3) 平成19年「水害に関する意識調査」

1) 調査の概要

調査対象者および内容は、昭和54(1979)年に実施した調査に基づいて、次世代を対象(86箇所)に、平成19(2007)年、板倉町民俗研究会が実施したものである。

2) 調査結果

設問1 「水場の一寸高」という言葉について、どんな意味ですか。

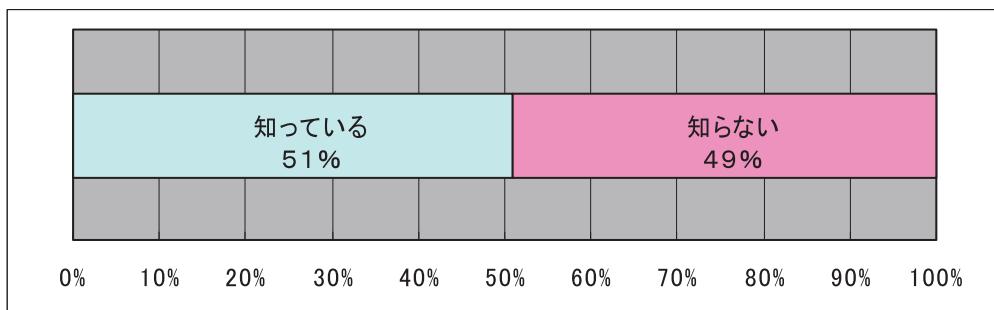


図 1-5-8 設問1に対する回答割合

設問2 水害のための防災施設を、行政区単位または部落単位に作ってあるといいますが、その防災施設の名前はなんというか、ご存じですか。

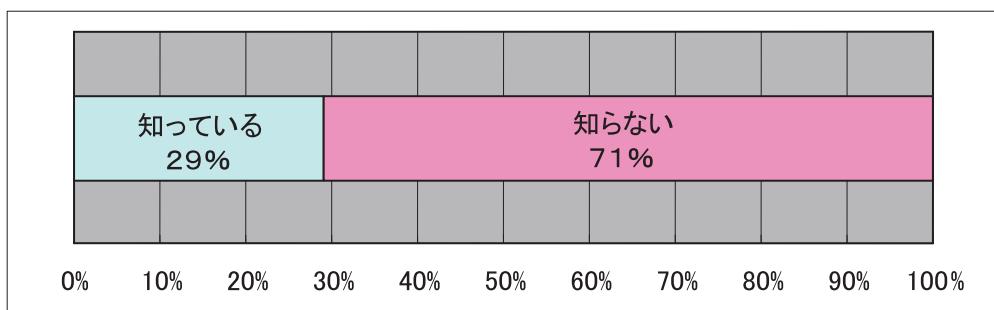


図 1-5-9 設問2に対する回答割合

設問3 現在は上流地域にダム群ができ、洪水予防の役割を果たしているので、洪水の心配はなくなったといわれていますが、水害時の備えとしての、「水塚・揚舟・備蓄米」の必要性についてあなたはどうお考えですか

- ①水塚や揚舟は保存し、備蓄米は続ける。
- ②全て必要ない。
- ③その他
- ④無回答

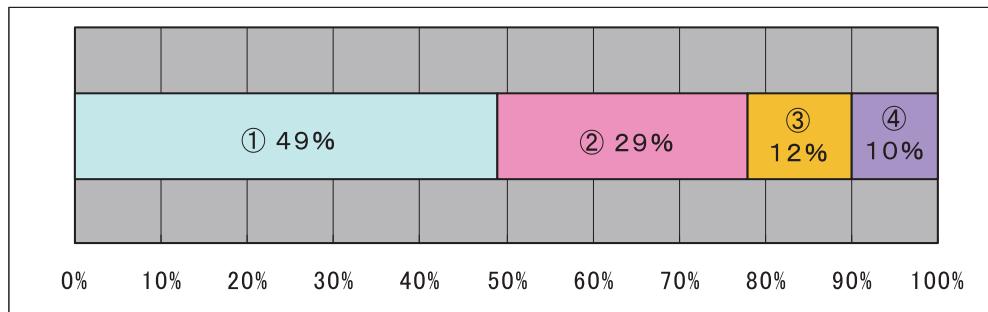


図 1-5-10 設問 3に対する回答割合

設問 4 もう水害の心配もなくなったので、「水塚や揚舟」も無用になってしまった。そこで処分することについてあなたの考えを記してください。

- ①たとえ必要が無くなっても先祖が遺してくれた水塚や揚舟は今後も大切にする。
- ②水塚や揚舟は不要なので、処分する予定である。
- ③その他 ／ ④無回答

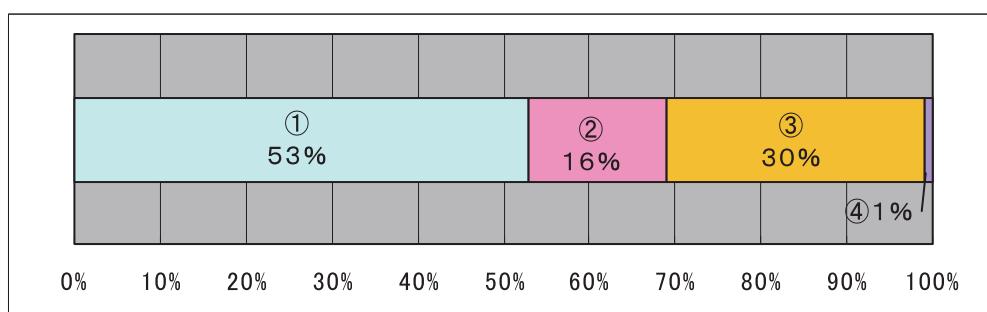


図 1-5-11 設問 4に対する回答割合

設問 5 屋敷林は現在も必要ですか。

- ①必要である。／②必要でない。／③無回答



図 1-5-12 設問 5に対する回答割合

設問 6 水場という言葉がありますが、それはどこまでの範囲を指しますか。

- ①板倉町全域 ／ ②板倉町の一部 ／ ③無回答

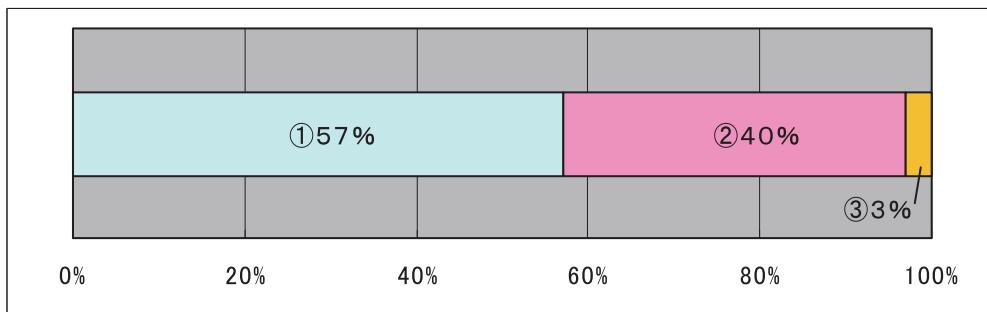


図 1-5-13 設問 6に対する回答割合

(4) 平成22年「板倉町の洪水に関する住民意識調査」

1) 調査の概要

平成22年2月1日～14日において、町内に居住する全ての世帯を対象として、板倉町が実施したものである。行政区長を通じて実施したためか、回収率は極めて高く、91.9%（4,424戸配布・4,065戸回収）を示す。

調査項目は大きく5項目、次の内容である。

- 1 利根川・渡良瀬川の洪水に対する意識（7問）
- 2 災害が発生しそうな状況下における避難意向（6問）
- 3 水害に対する備え（4問）
- 4 洪水対策に対する考え方（2問）
- 5 個人・世帯属性（6問）

2) 調査結果

カスリーン台風経験者が全体の22.9%（町内経験者18.6%、町外経験者4.3%）と僅かとなっている。けれども「利根川・渡良瀬川の堤防決壊を不安に思っている」が40.6%、「わからない」も含めると、71.7%となり、経験者は激減しているものの大河川に挟まれた地域で暮らしているため、堤防決壊に不安を抱えている人は大多数を占めている。しかしながら、昭和54年当時の意識と大きな違いを見せているのが、備蓄米など食糧の備えと避難の判断である。

- ・「平常時に災害に備えて食糧や日用雑貨品を用意してあるか」に対して、「行政が用意しておく」59.8%（問18 ⑦）。
- ・「避難所には食事や毛布は用意されているはずだ」と考えている方が50.1%（問18 ⑥）。
- ・避難の判断は24.1%が自主的判断に対し、63.8%の方が行政が判断して住民に知らせた方が良いと考えている（問19 ③）。

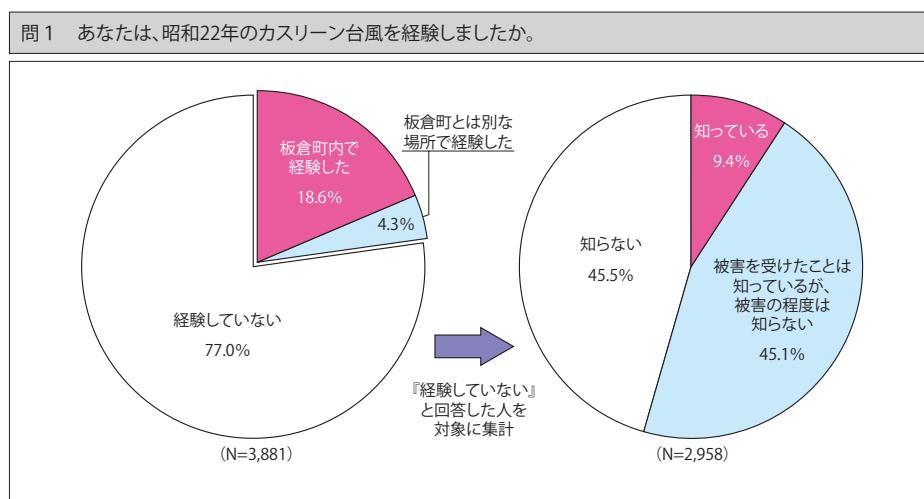


図1-5-14 問1に対する回答割合

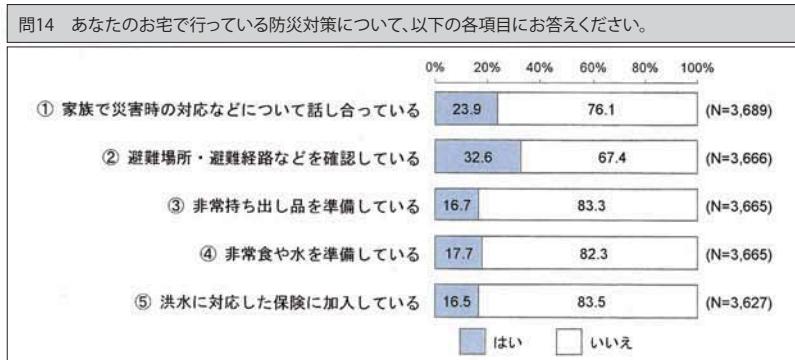


図 1-5-15 問 14 に対する回答割合

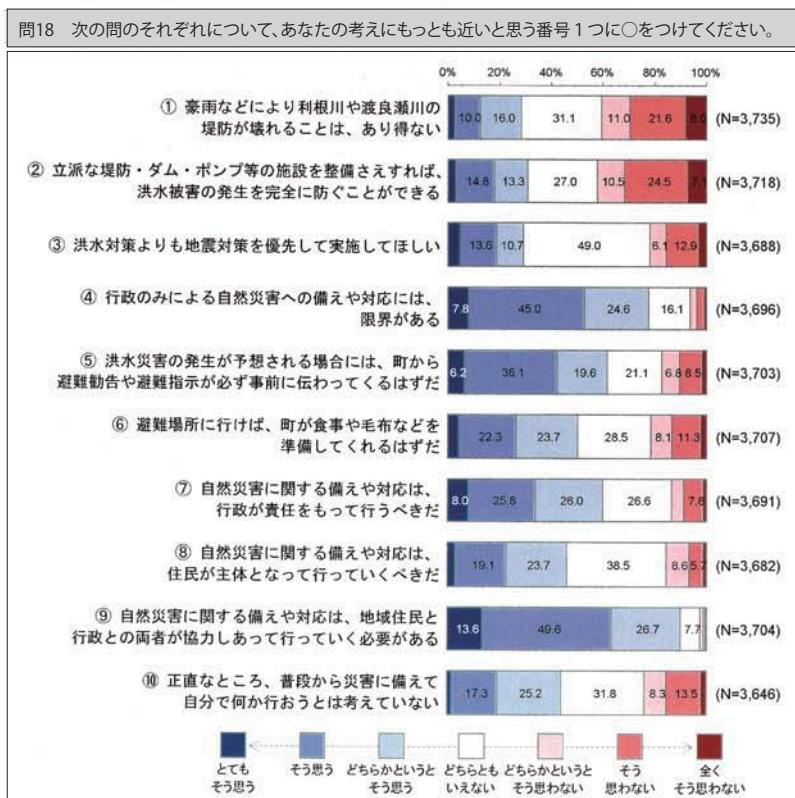


図 1-5-16 問 18 に対する回答割合

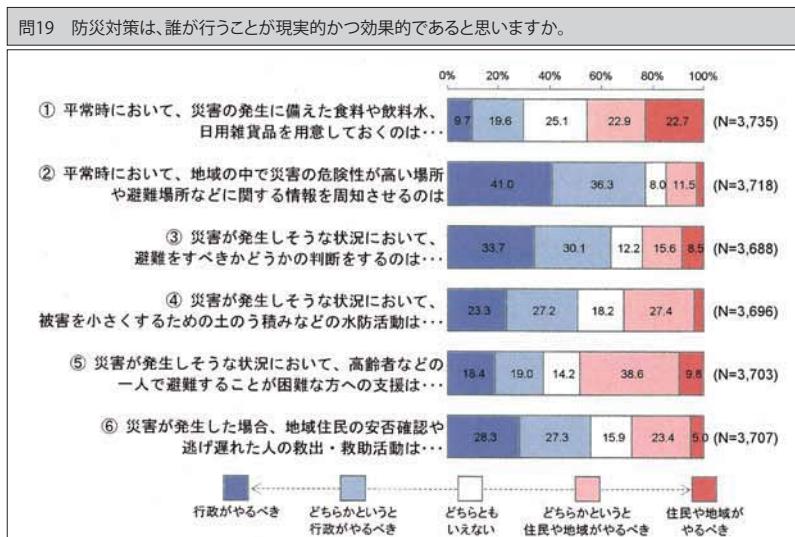


図 1-5-17 問 19 に対する回答割合

(5) 住民意識の変化

昭和 54（1979）年と平成 19（2007）年、さらには平成 22（2010）年の調査をもとに、意識の変化をみると、「水場の一寸高」については、昭和 54 年には、町民の大半の人（96.4%）が「知っている」と答えており、「一寸高かったために助かった」という実体験を伴った結果であろう。家の建築はじめ、耕作等様々なところで、一寸でも高い地を求めていたことを伺い知る。それに比して平成 19 年になると、概ね感覚的に意味は解るが、「知らない」が約半数（49%）になっている。カスリーン台風から 32 年を経た昭和 54 年に比して、平成 19 年は 60 年という長い年月、幸いなことに大きな水害に見舞われていない。つまり体験者も少なくなり、口承として知っているだけで、実体験ではなくなってきたことによると思われる（昭和 54 年設問 A-4、平成 19 年度設問 1）。

決壊時の資材置き場である「水防小屋」についてであるが、かつての水防小屋は堤敷内に建っていたが、現在では河川法等によりすべて取り払われている。そのため、昭和 54 年時には「知っている」は全体の 8 割弱であったのに対して、平成 19 年の調査では逆転し、8 割弱の方が「知らない」と答えている（昭和 54 年設問 A-9、平成 19 年度設問 2）。また、町で近年地域に配備している備蓄食糧等について知っているかとの問い合わせにも「知らない」との答えが多かった。

「水塚・揚舟・備蓄米」の必要性や保存への考え方であるが、昭和 54 年では 71.4%が「水塚や揚舟は保存し、備蓄米は続ける」と答えているのに対して、平成 19 年では 49%に減少している。しかしながら必要性を感じている方は、現在でも約半数に及ぶことが明らかとなった（昭和 54 年設問 A-12、平成 19 年度設問 3）。

また「水塚・揚舟」の処分については、「先祖が残してくれた水塚や揚舟は今後も大切にする」と答えた方が昭和 54 年には 75%、平成 19 年度では 53% であり、水害に見舞われていない時間の長さに伴って、減少傾向ではある。しかし「水塚・揚舟」について、依然、半数以上の方が「今後も大切にする」と答え、保存への意識は現在も高いことが伺える（昭和 54 年設問 A-13、平成 19 年度設問 4）。

平成 9 年度には水塚のみに限り、その必要性をアンケートしているが、その結果 75.3%が「必要でない」と答えている。10 年を経た平成 19 年度では、水塚のみの必要性に関して設問していないため不明であるが、水塚の必要性に対する意識は、現在でもあまり変化していないよう推察する。治水事業などにより水塚の必要となる頻度が減少していることは明白であるものの、「先祖が残してくれた」ということに対する敬意や文化財に対する社会的な要請が、水塚の保存への意識を高めていると推察される。

また、平成 19 年度のみで実施した屋敷林の必要性に関する設問（設問 5）では、必要は 40% にとどまった。屋敷林は水防のみならず、防風や木材確保、さらに地域らしい住まい方や景観を特徴付けるものであるが、昨今の住まい方の変化や維持管理の困難さを反映した結果と推察

される。

平成 22 年に実施した意識調査は、これまで教育委員会が行ってきた内容と異なるため、直接的な比較は難しい。しかし、町民の防災意識の傾向は、極めて行政依存となってきたことが読み取れる。本町は少なくとも江戸時代から「自己防災」や「自治意識」が極めて高かった地域であるのに、堤防や河川の管理は国や県の責任であり、水害時の救助活動も国や県の責任だとする行政依存型が過半数を占める結果となってきた。

このような状況は、30 年前すでに『板倉町史 別巻四』の中で編集者の宮田 茂氏が、「水塚・揚舟・田舟・備蓄米」の変遷を見れば、いかに日本の高度経済成長政策と日本列島改造政策が、水害常習地域の住民の意識と観衆と歴史文化遺産まで根底から破壊したか…」と憂いでいるが、より行政任せとなってきた感がする。

第6章 「水場」景観の特性とその保存・活用

第1節 「水場」の景観特性

(1) 「水場」らしさの整理

「水場」は、洪水常襲地域を表す言葉であると同時に、水辺の豊かな恵みを享受できる地域でもある。板倉町の人々は、この「水場」の厳しい自然環境に苦しみ、立ち向かうと同時に、「水場」特有の自然の恵みに育まれながら、農業や生活に適した現在の豊かな環境を創りあげてきた。

以下、板倉町における「水場」の特性を、「自然環境」、「歴史」、「くらし」の視点から整理を行った。

①自然特性 — 河川がもたらす豊潤かつ過酷な自然

板倉町の地形は、主に洪積台地と沖積低地から構成され、沖積低地では微高地である自然堤防が顕著に発達し、その周囲には後背低地が広がっている。町の北端を利根川、南端を渡良瀬川の2大河川が、さらに町の中央部を緩やかに谷田川が東流する。

これらの河川は、豊かな自然環境を生み出してきた。沖積低地においては、水稻耕作に適した肥沃で保水力に優れた土地を造り出し、また、池沼（河川の洪水によって形成されたものが大多数）を含め、湿地性あるいは水生の植物や多様な水生動物や昆虫が生息する水辺の生態系を維持してきた。

その一方で、度重なる河川の洪水は、集落や耕地に多大な損害を与え、特に、低平な土地が広がる沖積低地では、いったん湛水すると内水の排除が困難となり、被害は拡大した。

②歴史特性 — 低湿地帯の開発の歴史

水害常襲地という厳しい自然環境のなかで、沖積低地における安定的な居住地の確保や生産性の高い農業を実現する、すなわち、水防を含めた低湿地帯の開発を進める過程に地域特有の歴史をみることができる。

板倉町においては、中世末期における邑楽地域全体（館林藩領）を囲う利根川および渡良瀬川の連続堤（＝文禄堤）を皮切りに、各所で人工堤が築造された。また、旧渡良瀬川、旧矢場川、旧合の川等にみられる廃川化や瀬替えや堤防の高規格化等の治水事業が進められてきた。

また、近世期には人々は自然堤防や堤等の微高地を利用して集落（自然堤防集落）を形成し、沖積低地における豊かな居住環境を実現してきた。加えて、用排水路と排水機場の整備を主とする土地改良事業、沼地の埋め立て・開墾、耕地整理などにより、豊かな穀倉地帯を創造してきた。

一方、1980年代以降、沖積低地の沼地や農地において、大規模な土地利用転換がみられ、工業団地やニュータウンの開発がみられる。

③くらしの特性 － 低湿地帯の環境に適応したくらし

板倉町の人々は、くらしの中の知恵や技術によって、水害を克服するとともに、豊かな自然環境を有効に活用して地域特有の生活文化を形成してきた。

頻繁に洪水の影響をこうむる自然堤防や洪積台地の辺縁部に成立する集落では、人々は、盛土した土地に水塚を建て、避難用の揚舟、備蓄米（要害米）を保持するなど、特有の生活スタイルを形成し、今に伝えている。

また、低地には、芳醇な地味を利用し水田として開発してきた歴史を有し、生活と一体となった特有の耕作スタイルが形成されてきた。

さらに、くらしと密接に関わる信仰については、水との関係が深い特有のものが伺える。代表的な存在として雷電神社、ナガラ神社、水神塔などがあり、その他にも民俗芸能、郷土料理など有形・無形の文化を醸成させてきた。

河川や池沼における豊かな自然は、様々な方法で利用され、漁労や舟運が発達した。河川敷における薪炭材としてのアカメヤナギ林の採取や川田での耕作、後背低地における水稻耕作、さらに、水とのかかわりの文化を継承し釣り堀や揚舟ツアーナなどのレクリエーションとしての利用が、現在でも見られる。

第2節 「水場」の土地利用特性

「水場」の環境特性を踏まえて、板倉町における土地利用特性の把握を行った。また、伝統的な土地利用と近年の変化についても整理を行った。

(1) 伝統的な土地利用

前述のとおり、板倉町は地形的に、洪積台地、沖積低地に二分され、沖積低地はさらに、自然堤防、後背低地、河道および旧河道に細分される。地形的制約は大きく、伝統的な土地利用はこの地形分類に大きく影響を受けてきた。

洪積台地は、黒土層を含む表層地質であり、比較的水害の恐れも少ない。それゆえ、居住および農業にとって安定的な土地として、集落が立地し、その合間を埋めるように畑を中心とした農地が広がる。また、雷電神社や西丘神社に代表されるように、神社は台地の際に立地することが多い。雷電神社への参詣道としての古河往還も台地上を通る道である。

一方、沖積低地は、元来池沼や草地が広がる土地であったが、中世末以降、堤防により洪水を抑え、新田開発が行われ、水田としての利用が進んだ。それに対して、微高地である自然堤防は、比較的安定した自然条件のもと、集落や畑を中心とした農地として利用してきた。

また、河川に関しては、一部の河川敷で桑畠、ヤナギ林、水田（川田）など、人間のくらしと密接に関係した土地利用がみられた。

表 1-6-1 明治 17 年迅速図の各地形区分における土地利用の特化度

土地利用区分	地形区分				
	洪積台地	沖積低地			
		自然堤防	後背低地	河川跡	河川
畠地	1.5	1.4	0.8	0.9	0.6
水田	0.2	0.4	1.5	0.1	0.1
水面	0.1	0.2	1.2	2.1	2.7
草地	0.0	0.2	1.5	0.2	1.2
森林	2.3	1.4	0.3	1.6	1.7
住宅・商業・工業地等	2.7	3.1	0.2	1.3	0.1
堤・法面	0.0	1.3	0.9	5.7	2.6
道路	1.8	1.5	0.7	1.0	0.6
桑畠	0.1	0.6	0.5	0.0	7.2
砂州	0.0	0.0	0.0	0.0	11.6
荒地	2.3	0.0	0.0	0.0	5.6
果樹園	3.7	0.0	0.3	0.0	0.0

※特化度 = (地形 i 上の土地利用区分 i の面積 / ある地形 i の全面積) / (土地利用区分 i の面積 / 全面積)
 特化度が 1 より大きい場合 (表中のグレー部分) には、地形と土地利用の相関関係が高いことを示している。

(2) 現在の基本的な土地利用

現在、概ね伝統的な土地利用は継承されている。低湿地の広がる板倉町においては、地形的制約が大きいため、土地利用は大きく地形区分に依存している。

土地利用上の大変な変化としては、沖積低地では、土地改良事業、耕地整理などによる農業の近代化や池沼の埋め立てによって開田が進み、飛躍的に生産性が向上し、後背低地に広大な水田地帯が形成されている。その一方で、自然堤防における集落としての土地利用は継承され、両者の土地利用の差はより明確になっている。

また、河川では、廃川となった堤外地も含め、土地改良事業等によって水田としての利用がみられる一方、ヤナギ林や桑畠としての利用はほとんどみられなくなっている。

表 1-6-2 現在の各地形区分における土地利用の特化度

土地利用区分	地形区分				
	洪積台地	沖積低地			
		自然堤防	後背低地	河川跡	河川
畠地	2.6	1.1	0.4	1.5	0.6
水田	0.2	0.9	1.4	1.1	0.1
水面	0.1	0.02	0.6	0.3	6.9
森林	2.8	0.3	0.2	1.7	2.2
住宅・商業・工業地等	1.9	1.9	0.7	0.7	0.02
荒地	0.2	0.04	0.9	0.3	5.1

※特化度 = (地形 i 上の土地利用区分 i の面積 / ある地形 i の全面積) / (土地利用区分 i の面積 / 全面積)
 特化度が 1 より大きい場合 (表中のグレー部分) には、地形と土地利用の相関関係が高いことを示している。

(3) 付加される土地利用

近年の土地利用の変化をみると、最も大きな変動をみせているのが、後背低地である。沼の埋め立てや農地転用により、ニュータウンや工業・流通団地の開発が行われている。昭和50年代以降、最後まで残った板倉沼は工業団地として、海老瀬の水田地帯は平成に入りニュータウンや大学用地として造成された。

河川に関しては、特に谷田川において、河川敷を釣堀やゴルフ場などの娯楽・スポーツ施設として利用する動きが昭和60年代以降みられている。

その一方で、洪積台地および自然堤防に関しては、土地利用的な側面からは、さほど大きな変化はみられない。

表 1-6-3 地形区分ごとの伝統的な土地利用と現在の土地利用の比較

		伝統的な土地利用	現在の土地利用	
			基本的土地利用	付加的土地利用
沖積低地	河川（河川跡）	<ul style="list-style-type: none"> ○水面 ○ヤナギ林 ○桑畠 ○水田（川田） ○堤防（堤防跡） 	<ul style="list-style-type: none"> ○水面 ・ヤナギ林 ・水田 ○堤防（堤防跡） 	 ○レクリエーション施設 (ゴルフ場・釣堀等)
	自然堤防	<ul style="list-style-type: none"> ○集落 ○畠地 ・堤防（堤防跡） 	<ul style="list-style-type: none"> ○集落 ○畠地 ○水田 ○堤防（堤防跡） 	
	後背低地	<ul style="list-style-type: none"> ○池沼 ○草地 ○水田 	<ul style="list-style-type: none"> ・池沼 ・草地 ○水田 	 ○ニュータウン・大学 ○工業団地・流通団地
洪積台地		<ul style="list-style-type: none"> ○集落 ○畠地 ・神社（雷電神社等） ・街道（古河往還等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○集落 ○畠地 ・神社（雷電神社等） ・古河往還 	

凡例

- 池沼 池沼 土地利用として減少したことを示す
- 桑畠 [---] 土地利用として存在しないことを示す

第3節 板倉町の景観区分

地形区分と対応する土地利用の状況に基づき、板倉町における景観区分を試みた（図1-6-1、図1-6-2）。

区分の結果、畠地や集落としての土地利用に代表される洪積台地上の集落景観、沖積低地では、第一に、集落、畠地および堤防が列状に分布する自然堤防上の集落景観、第二に、現在では水田広大な乾田地帯となった後背低地の水田景観、第3として、河川景観が挙げられ、そのうち、谷田川の景観は、伝統的な河川の土地利用が比較的現存する景観と位置づけられる。

また、近代以降に国家的事業として成立した渡良瀬遊水地は、元来の土地利用とは異なるものの、国内でも有数の広大な湿原の景観を呈している。

さらに、近年加わった土地の条件および利用に基づく、ニュータウンや工業団地等の景観が挙げられる。

囲堤を始めとする堤防（堤防跡）は、集落あるいは河川を区分する、重要な町の骨格となる軸として抽出できる。また、邑楽台地上の古河往還沿いは、現在でも町域の中心として町家建築が立ち並んでおり、雷電神社および参道周辺とともに、特有の景観を継承している。

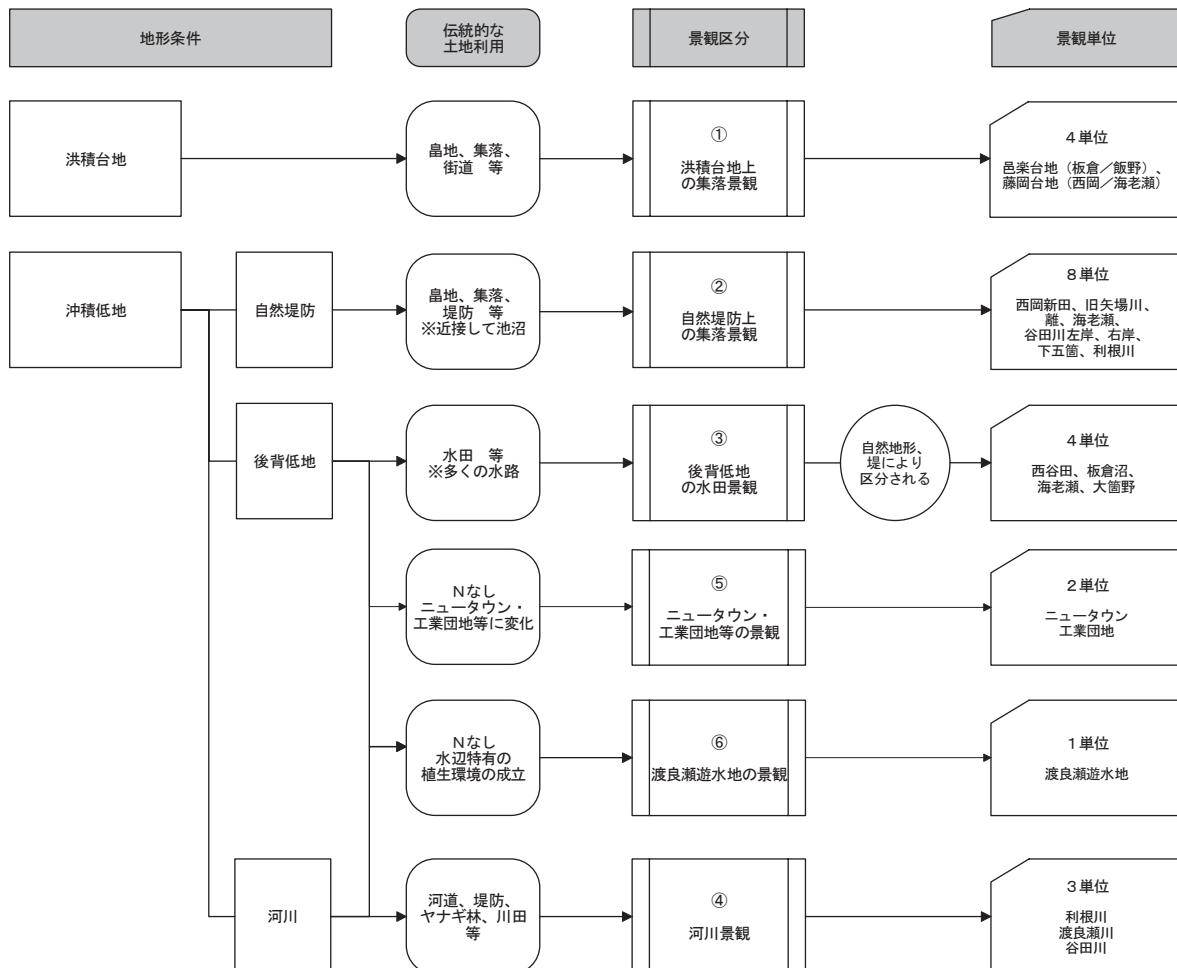


図1-6-1 地形区分と伝統的な土地利用に基づく景観の区分

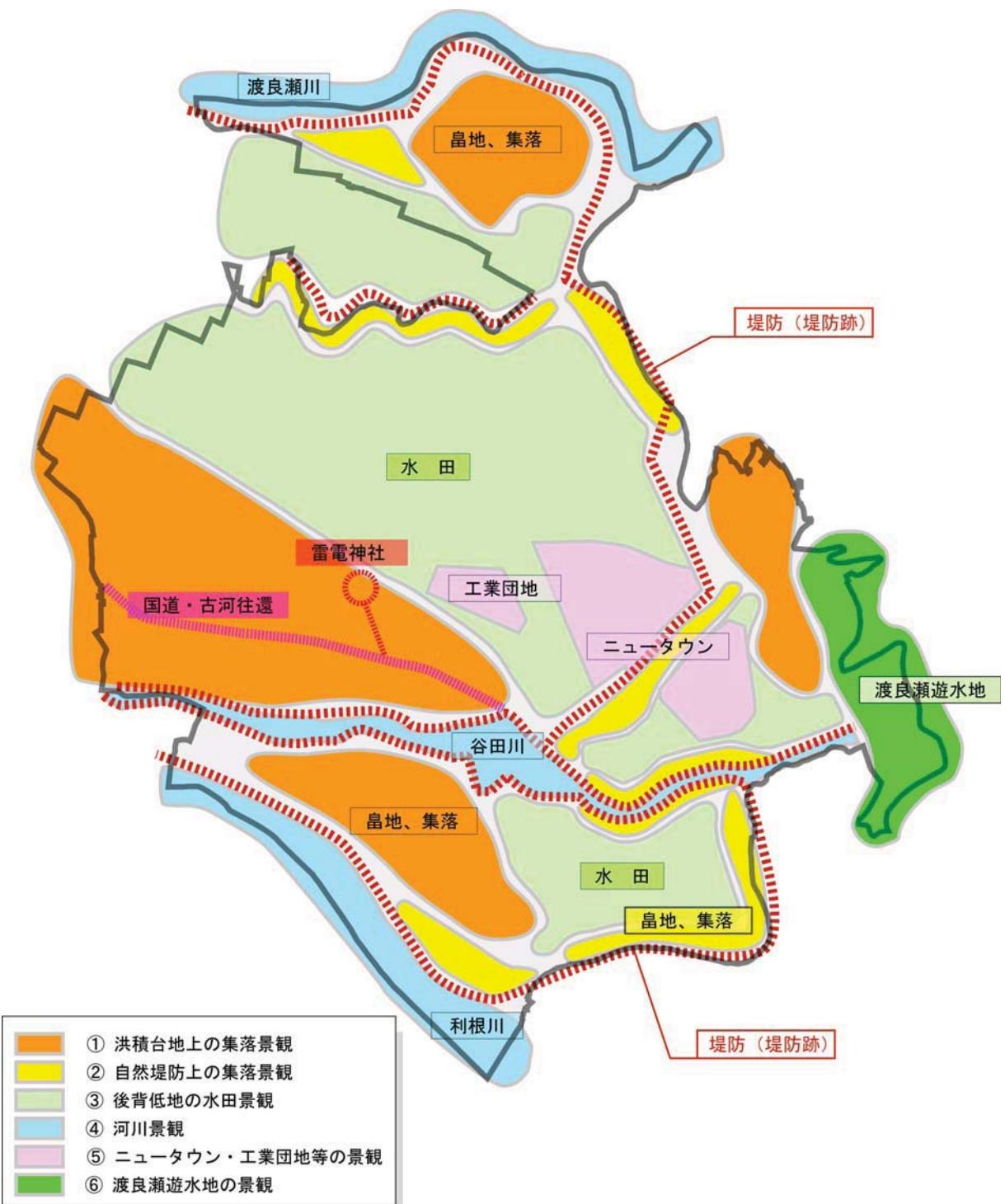


図 1-6-2 板倉町の景観区分図

第4節 「水場」の特性を示す要素の分布

前項の板倉町における景観区分のうち、伝統的な土地利用が継承されている①から④に関して、「水場」の特性を示す要素を抽出する。

表 1-6-4 「水場」の特性を示す要素

景観区分	要素	概説
① 洪積台地上の 集落景観	雷電神社	拝殿、本殿、奥殿は 1835 年の建築で、県指定重要文化財に指定され、彫物による装飾が特徴的。また末社は国指定文化財、境内は県自然保全地域に指定される。かつては、板倉沼に隣接して立地。神社周辺には、川魚料理店が立地。
	神社（雷電社以外）	壮大な社叢林を伴い、台地の際に立地する西丘神社などがある。
	陸田小屋	洪積台地の開田を可能にした浅井戸におけるポンプ小屋。
	水塚	台地の際や侵食谷などの水害の危険性が高い土地に立地。
	古河往還	かつて雷電神社の参詣道であり、町家建築を含む沿道建築が町並みを構成する。
② 自然堤防上の 集落景観	池沼	洪水流によって形成された「落堀」を起源とする。（行人沼・長良池等）
	堤防	堤防の高さを生かした集落の立地、主軸動線としての堤防道路に使われている。板倉町における古河往還の東半分は自然堤防上の堤防道路である。
	集落	自然堤防に沿った列村の形態をとる。
	屋敷地	帯状の自然堤防を短冊状に割った地割を有する。
	屋敷林	概ね屋敷地の北西側に、特に水塚周囲に植えられている。
	水塚	盛土を施し建築。水害時の避難小屋、貯蔵庫の役割をもつ。
	神社・寺院	集落内の相対的高所に立地することが多い。邑楽地域に多い長柄・長良神社や利根川流域に多い大杉神社が特徴的である。
	水神塔	水害から家族や地域を守るために建立。堤防上に設置する場合が多くみられる。
	寺社林	ムクノキ、クヌギ等の高木が顕著で、ランドマークとなる。
③ 後背低地の 水田景観	陸田小屋	自然堤防の開田を可能にした浅井戸におけるポンプ小屋。
	池沼	板倉沼や亥ノ子沼に象徴される大規模池沼は、現在埋め立てにより消失し、工場や公園として利用されている。
	水田	用排水路が整備され、耕地整理された基盤の整った広大な水田地帯が広がる。
	用水路	灌漑対策として、農地へ水を引き込むための水路。
④河川景観	排水路	悪水を排除するための水路。河川や遊水地へ排出される。
	河川堤防	利根川、渡良瀬川、谷田川の現役河川の他、旧矢場川、旧渡良瀬川、吉利根（旧合の川）においても堤防の痕跡がみられる。
	河川締め切り跡	流路変更を行うために築いた締め切り跡が残存。（吉利根呑口）
	河川敷の植物群落	マコモ、ヨシ、オギのほか、高木のヤナギ林が卓越している。
	沈下橋	洪水時に流下阻害とならない構造を有する。（通前橋・北坪東橋）
	サイフォン	河床の異なる排水路を河川に合流させる装置。（大箇野サイフォン）
	排水機場	排水路の水をポンプによって、強制的に排水する施設。（谷田川第一排水機場（昭和 23 年）をはじめ町内 7 箇所に設置） 利根川左岸には、谷田川第二排水機場（昭和 25 年製、電気）が稼働している。
	堰	河川において水をせき止めるための構造物。（八間樋堰）
	揚水機場	用水へ供給するために、河川からポンプで取水をするための施設。（頭沼揚水機場）
	川田	周囲を掘り取った土を耕作地として盛土することによって実現した水田。戦時中に盛んであった。
	ヤナギ山	昭和 30 年頃まで、ヤナギ林を伐採し、薪として供給。

第5節 板倉町の「水場」景観の価値と保全について

(1) 板倉町の景観の価値

板倉町は、利根川と渡良瀬川に挟まれ、谷田川が中心部を通過していて、その暮らしは水との関わりの深い歴史的な景観を形成している。「農地」を中心とした景観を有し、時に水の脅威と向き合いながらも、洪積台地や自然堤防の地形を活かした集落の分布形成や、「水塚」を個々に形成して、固有の景観をつくり出してきた。北西側の山並みから吹く冬の季節風から母屋を守るために、北西側に屋敷林の高木を植えている農家が続き、田園の中に防風のための「緑の壁」が多く見られる。

「景観」とは、地域にとっては当たり前となっているような作法であり、その地域で家を建てるときの常識のようなものである。しかし現代社会においては、このような常識に変化が見られ、知らぬ間に景観が壊れてきている。人工堤防が強化されて水害の心配が薄れると、水塚は敷地の中で邪魔者とされてしまっている。建物の老朽化、居住者の高齢化とともに、水塚や屋敷林の価値が意識の中から薄れていき、地域固有の景観が無くなっていく問題に直面しているのである。

さらには、母屋についても、ハウスメーカーが作るようなツーバイフォーと呼ばれる外国からの輸入木材を使った壁造の住宅が普及している。コストダウンや機能性は向上しているが、伝統的な住宅の作り方を失ってしまった地域が増えているのが今の日本の農家の姿であり、板倉もまたそうした傾向にある。このツーバイフォー等の在来工法を探らない壁造の住宅では、建物自体に防風機能があるため、屋敷林もまた邪魔にされてしまっている。例えば、島根県出雲平野では築地松の屋敷林が田園の特徴的な景観を構成していたが、90年代より同様の問題を抱え、その保存対策として景観条例と協定に基づいて、意識的に屋敷林の維持管理に取り組み、行政の補助や所有者の意識啓発が長く行われ、屋敷林の景観保存に成功している。板倉町においては、群馬県と協力しながら、こうした田園の中の景観保全に取り組まれることが期待される。

(2) 景観の定義と板倉町

「景観」とは、海外では「ランドスケープ」と呼ばれ、今日重要な行政上の政策テーマの一つとなっている。例えば、平成12（2000）年にイタリアのフィレンツェ市で開催された景観の国際会議で、「ヨーロッパ景観条約」が締結、ヨーロッパ27カ国が批准し、各国で政策や立法が展開している。ヨーロッパ景観条約の第1条に、「景観」の定義が次のように記されていて興味深い。「景観とは、自然がつくり出した特徴、人間がつくり出した特徴、あるいは、自然と人間の相互作用によってつくり出した特徴であり、知覚できる広がりである。」つまり、①人間の力が及ばない自然そのままの景観や、②歴史的な町並みや現代都市などの人工物の景観、③田園や里山のような人間と自然が相互作用してつくった耕作地や棚田や森林の景観、こうした3つの異なる特徴を有する地域性を指している。

一方、日本においては景観法が平成16（2004）年に制定され、法定の景観計画がより一般的に用いられるようになったとともに、同年の文化財保護法の改正によって定義された「文化的

「景観」がある。後者は文化財としての景観価値を調査し、その保全を図るための計画立案が試みられている。現在、板倉町でもこの制度を用いようとしていることは、時代の要請に前向きに取り組むものとして評価される動きである。しかし、2004年に公布された景観法では、地方によって景観の特性が異なることからヨーロッパのように「景観」とは何かを定義しなかった。一方、文化財保護法では、文化財としての景観をより特定していく、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」として、「文化的景観」を定義した。したがって、ここではヨーロッパ景観条約のとらえ方に学んだ「景観」の全体的な解釈と、文化財保護法のとらえ方でいう、より狭義の意味での「文化的景観」について、注意しながら景観について考えてみる。

では「板倉の景観とは何か」という基本的な問い合わせを行うとき、例えば、上記のヨーロッパ景観条約の景観定義の方から、広義の意味の景観として板倉町を検証してみると、①の自然景観としての景観は、まず大小の河川の水系が自然景観と考えられるが、その流域は堤防やサイフォンによって人工的にコントロールされており、渡良瀬遊水地も治水の側面から近年形成されたものであり、自然そのものの姿ではない。

そうすると①の「自然そのものの特徴」として景観上残っているのは、集落の基盤となっている洪積台地や自然堤防の地形である。この地形を造成変更しないことは、基礎的なことであり、開発に関わる者に十分認識を広める必要がある。その他に、谷田川流域レベルで言えば谷田川の柳山の隣地と葦地の景観である。ヤナギは昭和30年末頃まで、燃し木として家庭用燃料として人々の暮らしと関わっていた。この意味で、自然そのものというよりは、ヨーロッパ景観条約の定義の③の「人間と自然の関わり」としてとらえることができるだろう。谷田川は、板倉町の中央部の景観的骨組みとして、文化的景観として保存指定される様に、最重点区域として調査が取り組まれているところである。しかし一方で、谷田川の中にゴルフ場（昭和59年建造）のような景観が混在していることから、その歴史的景観価値は大きく損なわれており、十分に文化性についての認識がなされる様に課題が残っている。

さらに景観保全対象として指摘を加えたいのは、谷田川と板倉沼に付属していた周囲の数多い小さな沼であり、その重要性である。沼は自然の岸辺があり、今も自然の植生とともに野鳥の生息を可能としている。人間から見れば沼はただの無駄な土地として捉えがちであるが、緑や生き物のビオトープとしてのデリケートな機能を有しており、今日のような世界的な環境意識の向上から、急速に価値が上げられる可能性のある資源であると言える。沼畔は、より自然な景観を見ることができる場所となっている。

例えば、水郷で有名な柳川市と比較すると、柳川の掘り割り景観の特徴は、単に水辺景観というだけでなく、その掘り割りの両岸の自然な水際と緑地帯の植生の多様性、野鳥や水中の動物の生息



写真1-6-1 行人沼の水神宮・風神宮（1800年制作）

圏が都市内部を貫通していて、そのエコロジカル・ネットワークの価値が指摘されている。景観の保全と自然環境の保全とが一致した環境政策の姿がイメージできるのである。

板倉町においても、例えば海老瀬地区にある行人沼には、水神宮と風神宮が置かれており、昔の人々の沼における「水」と「風」という自然への敬意が表されていることがわかる。群馬県の自然環境保全地域にも指定されている。行人沼だけでなく、谷田川とともに関連する周囲の沼群も含めて、水系一体的な景観保存が今後必要であろう。さらに言えば、江戸時代からの堤とともに、集落の景観もまた連続的に水辺景観として保護されなければ、板倉の景観上の本当の意味や価値が定まらないだろう。

人々は水への畏敬の念を抱いてきた。しかし、その継承が難しくなっている。「水塚」はその痕跡を残すものであり、板倉の文化的景観を特徴付けている一つの重要な要素であるが、所有者のうち一部の年配者にしかその重要性を理解できなくなってきた。板倉町で確認されている最も古い水塚は、江戸時代末期（天保元（1830）年があり、江戸時代から水塚の景観が広がっていたと考えられている。さらに、明治43（1910）年の利根川堤の決壊、昭和22（1947）年の渡良瀬川堤の決壊などを契機に水塚の必要性が認識され、普及されたことが、海老瀬地区的住民インタビューからも確認された。したがって、比較的最近の水塚であっても、昭和22年以降の建造であり、築60年ほどの文化的価値を有していることは明らかである。

また、板倉町では、数メートル土盛りした上に置かれた蔵の部分を水塚（みつか）と呼んでいるが、利根川流域に一般に同様の形式が広がっており、例えば千葉県内では、（みづか）と発音し、蔵の現存にかかわらず、土盛り部分の方を水塚と呼んでいて、自治体によっては母屋を持ち上げる場合も、敷地全体を水塚として定義している。利根川流域の水塚景観の文化的価値付けにも地域性があることも認識しておくことも必要であろう。

さらに、風神宮の存在から物語るように、この地域の自然が水だけでなく、風との関わり合いを示唆するものである。例えば、水塚が配置される場所の特徴として、敷地の北西側であることから、水塚の土盛りを固める機能を高める目的だけでなく、母屋の北西側に土盛りし、蔵を配置することで母屋の防風機能を重視していたと考えられる。さらに、屋敷林を敷地の北西側を中心に配置することで、特に冬の季節風との関わり合いが強いものと思われる。このことは、板倉町の水塚だけの特徴ではなく、利根川流域に広がる水塚と屋敷林の配置の特徴である。

こうした水と風に由来する景観上の特徴は、ヨーロッパ景観条約に定義された景観で言えば、③の景観である「自然と人が相互に作用して作り出された特徴」に相当する板倉の重要な景観要素であると言える。さらに、日本の文化財保護法の定義する「地域における人々の生活」としても捉えることができるだろう。しかし、田園自体の景観については、町内はほとんど近代化とともに耕地整理が大規模になされており、江戸時代の水田景観とは大きく区画が変化していることから、水田部分で歴史的価値を評価することは難しいのが現状である。また、板倉沼のような大きな沼もまた姿を消している。こうした理由からも、先に述べた水塚や防風屋敷林の存在は、残された数少ない文化的景観の要素として位置づけることが重要なのである。



写真1-6-2 板倉町の美しい農家の景観（土盛り、水塚、防風屋敷林のある風景）

（3）今日の具体的な景観整備課題について

現在の板倉町の景観の様子を観察すると、次のような状況、課題がある。

- ① 第2章第5節で取り上げた様に、延亨2（1745）年の絵図、昭和47（1972）年、平成14（2002）年の地図、昭和23（1948）年、昭和38（1963）年、昭和61（1986）年、平成20（2008）年の航空写真からの情報を照合すると、町の特徴を成していた板倉沼の水辺景観は、農地造成、宅地造成によって失われていった。町域内に広がる水田や畑地の景観は、戦後の耕地整理で格子状の区画となり、その歴史的な価値を有した田園風景も大きく変容した。これらの大規模な事業が行われた部分においては、板倉町の歴史的景観はほとんど残されていない。したがって、現在板倉町に残されている景観の構成要素である水場景観に留意した上で、今後の開発及び保全を検討する必要があるだろう。
- ② 現在残されている水辺景観としては、谷田川の自然景観、小さな沼の自然景観、水塚と屋敷林を持つ歴史的集落と考えられる。しかし、それらもまた必ずしも保全された状況下ではなく、多くは傷ついた状況や消失した状況があふれている。こうした認識が広く浸透していない現状であるが、まずは公共用地である谷田川において比較的景観保全の取り組みが進められやすいと考えられているところである。葦、柳山、川田はその中でも景観上重要な景観価値を有している。しかし、ゴルフ場のようなレジャー施設は明らかに歴史的な景観を損なっていて、対外的に説明に苦しむことになるだろう。一方、私有地にある比較的小さな沼、水塚、屋敷林はいずれも減少傾向にあるが、板倉の重要な景観構成要素となっている。しかし、これらは所有者の意識に大きく寄っており、景観を大切できるかどうかは持ち主に左右されている状況で、今のところ保存措置は行われていない。少なくとも、何らかの登録制度や指定制度を導入し、水塚、屋敷林を合わせて保存する様に促す努力が、行政側にも必要であると思われる。



写真1-6-3 行人沼の自然景観と屋敷林の景観のコンビネーション

(写真右上背後にある携帯の電波塔で景観が壊れ始めている)

- ③ 町が平成19（2007）年に行った住民の意識調査（水塚の持ち主の次世代86箇所を対象）の結果によれば、全体の49%は水塚の保存の必要性の意識が減少しているものの、約半数の多くの（→水塚や揚舟等の保存について、必要性があると答えたのは全体の49%であったが、約半数の）持ち主に水塚への敬意があることは、公的な保存修復措置を肯定的に活用するだけの可能性を秘めている。一方、屋敷林の保存意識は40%と水塚よりも9ポイント低いものの、水塚と一体的な保全を考慮すると、全体の4割程度に景観保全の可能性が考えられ、今後、手を打つ領域としては、可能性が高い景観要素であると言える。住民が協定を結ぶなどの、コミュニティや協力関係をつくり出す様なまちづくりのための住民組織化や保全意識を高める住民活動が必要であろう。
- ④ 集落の景観を道路などの公共的な場所からの見え方の特徴として、水塚は土盛りされていて高い位置にあるが、奥まった所に置かれ、その存在がわかりにくい。一方で、屋敷林は高木化していて、離れたところからでもよく視認できる。その屋敷林の中に水塚が隠されていることが多く、明らかに複合物であると言える。特に、水塚と屋敷林は、敷地の北側に配置されるため、集落の北側に帶をなして景観的特徴を形成している。しかし、今日は個々に造成や道路などで切り取られ、景観的つながりを失いつつある。特に、屋敷林を有していた土盛り部分は、自然の傾斜から、コンクリートのよう壁に取って代わり、景観破壊が著しい傾向となっている。建設業者への啓蒙や景観規制が不可欠である。具体的には、現在残されている土手や屋敷林の保存措置と保存に対するインセンティブ（優遇措置）、既にコンクリートのよう壁を施してしまった土手を持つ住宅へ戻す様な修復の優遇措置、屋敷林を消失した住宅に対する再植林の優遇措置、新興住宅地が隣接する場合においても既存の農家景観に調和する様な、生け垣等の普及啓発が必要であろう。屋敷林の緑と土盛りは北西部に帶状に形成することが原風景であることから、それを目標にした景観上重要な地区の設定が想定される。
- ⑤ いくつかの沼や川には水神宮や水神塔が置かれており、それを保護するための屋根小屋を修景したり、周囲を囲んでいるガードレールの設置には、十分景観配慮をした施設と



写真1-6-4 行人沼の水神宮などを保護する屋根小屋の様子

する必要があるだろう。水場を敬う気持ちを育てる施策が何よりも大切で、官民間わず、それぞれの景観形成基準づくり、取り組みが期待される。

- ⑥ 板倉町を第二の住みかとして、新しく転入してくる居住者に対して、板倉らしさとは何かを説明し、移住者に地域の文化に関心を持つてもらうことも必要となるだろう。新しく建てられる住宅づくりも、豊かな地域の伝統景観を保全、継承できるように、協力を求めることから始めなくてはならない。例えば、個々の住宅の塀ができる限り生け垣にして、庭木を数本でも植えることが必要である。地域のルールづくりを住民とともに話し合い、地域のことを知り、愛着の持たれる住宅地に育てる気持ちが必要であろう。
- ⑦ 都市計画上の課題について、これまでの板倉町の都市開発では既存の景観を尊重したものとはなっていない。これは多くの自治体で同様な方法を用いていて、機能性のみの評価、宅地売買に関わる経済性のみの評価、都市計画及び建設方法の単純化と均一化、自動車を中心としたアスファルト景観が優位性を持ってしまっている。しかし、高度成長期のような都市部の開発計画の結果を見て、21世紀に入り、景観法の制定に見られるように、それだけでは成熟したまちづくりにはならないとの認識が芽生え、欧米のような景観計画の策定を都市計画に取り込み、全国に促す必要性が建設部門からも発せられるようになってきた。景観法の定める景観計画とは、まさにそのための道具である。板倉町全域は都市計画区域内であるとともに、町域の約90%が農業振興地域である。そのため、板倉町が景観行政団体となり、全域に田園景観を中心とした景観計画を定める責任がある。文化的景観保全もまたその中で規定することが必要である。特に、海老瀬地区新田集落のような最近の新興住宅地と隣接する文化的景観の価値を有する地区においては、文化的に調和のある宅地開発の景観誘導のための基準を定め、さらには緑地景観のための計画が必要である。板倉町固有の文化的価値や自然環境の価値を活用して、移住者に板倉らしさの価値を伝えながら、るべき地域ブランドを再構築することが望まれる。そのためには、行政も部局間をつなぐような景観への取り組みに対する意識改革から始めなくてはならないだろう。

(宮脇 勝)

第6節 ランドスケープ計画の視点からみた板倉の文化的景観

(1) 文化的景観に対する基本的認識

1) UNESCO の世界遺産条約

UNESCO の世界遺産条約では 1992 年に、文化的景観 Cultural landscape が文化遺産のカテゴリのひとつとして採用された。世界遺産条約において文化的景観は、「自然と人間との共同作品 combined works of nature and of man」とされ、従来から指定対象とされてきた自然遺産（自然環境）と文化遺産（人間の営み）を統合する概念として位置づけられている。すなわち、自然環境や人間の営みそのものではなく、「自然環境との人間の営みの関係性」に価値を見いだしている点が大きな特徴といえる。

さらに UNESCO は、「自然環境と人間の営みの関係性」に応じて、文化的景観を 3 つのカテゴリに分類する。第 1 は「意匠された景観 landscape designed and created by man」、第 2 が「有機的に進化する景観 organically evolved landscape」、第 3 が「関連する景観 associative cultural landscape」である。第 2 カテゴリは、さらに、「化石景観 a relict (or fossil) landscape」と「継続する景観 continuing landscape」の 2 つのサブカテゴリに細分される（表 1）。

このうち、板倉の文化的景観にもっとも関連が深いカテゴリが、「継続する景観 continuing landscape」である。「継続する景観 continuing landscape」は、「伝統的な生活様式と密接に

表 1-6-5 UNESCO による文化的景観の分類 (UNESCO, 2005 にもとづき作成)

カテゴリ 1：意匠された景観 landscape designed and created by man

- ・ 人間の設計意図の下に創造された庭園や公園
- ・ 多くの場合、宗教やその他の記念物的建造物（群）に関連する

カテゴリ 2：有機的に進化する景観 organically evolved landscape

- ・ 社会や経済、政治、宗教の規範の結果
- ・ 自然環境に応じて発展した
- ・ 形態に進化の過程を反映する

サブカテゴリ 2-1：化石景観 a relict (or fossil) landscape

- ・ 進化の過程が過去のある時期に、突然又は時代を超えて終始した
- ・ 物質的形態に有意に識別できる特徴が認められる

サブカテゴリ 2-2：継続する景観 continuing landscape

- ・ 伝統的な生活様式と密接に結びつき、現代社会の中で活発な社会的役割を保つ
- ・ 進化の過程が今なお進行中の継続している
- ・ 物質的形態が進化の過程を示す

カテゴリ 3：関連する景観 associative cultural landscape

- ・ 自然的要素との宗教的、芸術的、文化的な関連性によって定義される

結びつき、現代社会の中で活発な社会的役割を保ち、進化の過程が今なお進行中の継続している景観」とされ、「生活や生業を通じた人間と自然環境の関係性」の結果として形成される景観として位置づけられている。このカテゴリに分類される景観の最大の特徴は、「継続」という概念が含まれている点にある。すなわち、UNESCO は、「生活や生業を通じた人間と自然環境の関係性」の結果として形成される景観を、時代とともに動的に変化する「生きた景観」と認識している。

2) 欧州評議会の欧洲ランドスケープ条約

欧洲ランドスケープ条約は、ヨーロッパ各国におけるランドスケープの保全に関する取り組みの促進を目的に、2000 年に欧洲評議会で採択された国際的な枠組みである。欧洲ランドスケープ条約では、ランドスケープの定義やヨーロッパレベルおよび国レベルで取り組むべき施策などが定められている。

この条約において、ランドスケープは、「地域文化の形成に貢献し、ヨーロッパの自然的および文化的な遺産の基本的な構成要素であり（中略）ヨーロッパのアイデンティティを強化するもの」とされ、「自然または人間活動による相互作用、及びそれらの相互作用の結果として形作られ、人々に認識される地域」と定義されている。この定義からもわかる通り、欧洲ランドスケープ条約におけるランドスケープは、UNESCO における文化的景観と同様に、「自然環境と人間の営みの関係性」を表現するものとして定義されている。

さらに、ランドスケープの定義の中に、「地域」という言葉が含まれている点が欧洲ランドスケープ条約の特徴である。すなわち、ヨーロッパでは、ランドスケープが、「空間的な広がり」があるものとして認識されている。したがって、当然、ランドスケープを構成する要素の中でも、土地利用などの面的要素が重要視されることとなる。こうしたランドスケープの捉え方は、歴史的建造物など、地域に点在する要素を主要な保全対象としてきた従来の日本における景観保全とは大きく異なるものである。土地利用などの面的要素は、地域における生活や生業が、長年、積み重ねられてはじめて形成されるものであるため、「生活や生業を通じた自然環境と人間の営みの関係性」を強く反映していると考えられる。

板倉における「空間的な広がり」がある面的要素としては、町全域の 9 割の面積を占める大規模な水田景観が挙げられる。大規模な水田景観には、江戸時代から現在まで、社会情勢の変化や治水技術の進歩に応じて、水場の環境で安定的に農業を継続しようとしてきた「生活や生業を通じた自然環境と人間の営みの関係性」が強く反映されている。

（2）板倉の文化的景観の重要な構成要素

1) 谷田川周辺の水辺景観

「生活や生業を通じた自然環境と人間の営みの関係性」を読み取ることができる河川や湖沼群といった水辺景観は、板倉の文化的景観を構成する要素のなかでも特に重要なものである。

しかし、板倉に多数存在する水辺景観の中で、利根川や渡良瀬川は、国の治水事業という生活や生業とは異なる文脈で大規模に改変されてしまっているため、「生活や生業を通じた自然環境と人間の営みの関係性」を読み取ることは難しい。そもそも、利根川や渡良瀬川は河川としての規模も大きく、居住地からの距離も比較的遠いため、板倉の人々にとって、生活や生業を通じて日常的に関わりを持つ存在というよりは、むしろ、洪水に代表されるように非日常的な関わりを持つ存在であったと考えられる。

一方、谷田川周辺には、家庭用燃料の採集場所であった柳山や水害に備えた作物が作られていた川田、伝統的な漁の仕掛けであるキリゴミ（蛭田沼）など、「生活や生業を通じた自然環境と人間の営みの関係性」の痕跡が認められる要素が数多く現存している。谷田川周辺では、限られた地域資源を継続的に利用できる範囲内で家庭用燃料の採集や火入れといった営みが行われてきた。すなわち、谷田川周辺の水辺景観は、持続可能な「生活や生業を通じた自然環境と人間の営みの関係性」を表現している。

そうした谷田川周辺には、生活や生業を通じて人為的攪乱が加えられてきた空間に依存する希少な植物が多数認められる。例えば柳山において、川田の畦を保護するためにアカメヤナギが挿し木で植栽されていたように、谷田川河畔の主要な構成要素であるアカメヤナギやジャヤナギ、オノエヤナギ、タチヤナギなどのヤナギ類は、人間の営みによって成立してきた植生である。また、絶滅のおそれがあるとされるミコシガヤやミヅコウジュ、ノカラマツ、タチスミレの生息空間である日当たりの良い草地は、農作業の一環として実施されていた火入れや草刈りなどの人為的攪乱の結果として形成されていた。さらに、生活や生業を通じて人為的攪乱が加えられてきた谷田川の河畔林では、環境省のレッドデータブックにも登録されているオオタカの営巣・繁殖が確認されている。このように「生活や生業を通じた自然環境と人間の営みの関係性」の結果として形成された谷田川周辺の水辺景観は、希少な動植物の生息空間としても機能してきた。谷田川周辺の水辺景観は、文化的景観を構成する要素の中でも特に重要といえる。

2) 大規模な水田景観

後背低地に広がる大規模な水田景観は、谷田川周辺の水辺景観と並び、板倉の文化的景観を構成する要素の中でも特に重要なものである。大規模な水田景観は、江戸時代以降、新田開発や土地改良、圃場整備などを通じ、湖沼や湿地などの湿潤な土地を穀倉地帯に作り上げてきた先人たちの努力と思いを現代に伝える「生き証人」である。大規模な水田景観は、板倉の人々によって、長年の間、文化的景観を構成する重要な要素のひとつとして認識してきた。

しかし、板倉の大規模な水田景観が有する文化的景観としての価値は、文化的景観の保全に関わる制度では必ずしも評価されて来なかつた。これまで、文化的景観の保全に関わる制度では、歴史性と希少性の観点から価値が認められるものが、重要な保全対象とされてきた。すなわち、古ければ古いほど、そして数が少なく珍しいものほど、価値があると評価されてきた。歴史性と希少性という二つの条件を満たす棚田が重要視されてきたことからも、こうした保全のあり様は明らかである。こうした状況では、主に戦後の農業の営みの結果として形成された大規模な水田景観は、文化的景観のひとつとはみなされてこなかつた。むしろ、大規模な水田景観は、近代的で、どこにでもあるものとして、文化的景観といった観点からは否定的に評価されてきたといえよう。



写真 1-6-5 後背低地に広がる大規模な水田景観

しかし、UNESCO の文化的景観に対する認識が示すように、本来、文化的景観は「生きた」存在であり、歴史性や希少性に関わらず、「生活や生業を通じた自然環境と人間の営みの関係性」を表現している点にこそ価値がある。こうした立場にたてば、圃場整備された大規模な水田景観も、戦後の農業を通じた自然環境と人間の営みの関係性を表現しており、文化的景観としては棚田景観と同等の価値を有していると考えることができる。重要文化的景観の第 1 号に指定された近江八幡市の水郷地帯では、戦後の圃場整備によって形成された大規模な水田景観を含め、地域全体の景観構成要素が「それぞれの時代での暮らしを積み重ねたもの」として捉えられている。

板倉の大規模な水田景観は、江戸時代から現在まで、社会情勢の変化や治水技術の進歩に応じて、農業を継続してきた結果、形成された「生きた」景観である。そこには、水場の環境で安定的に農業を継続しようとしてきた「生活や生業を通じた自然環境と人間の営みの関係性」を読み取ることができる。地域全体の土地利用の約 9 割の面積を占める大規模な水田では、健全に農業が営まれており、「生活や生業を通じた自然環境と人間の営みの関係性」が現在も継承されているのである。大規模な水田景観を除外して、板倉の文化的景観を考えることはできない。今後の板倉の文化的景観の保全においては、圃場整備された大規模な水田景観を文化的景観の重要な構成要素として位置づけていくことが求められる。

(3) 板倉の文化的景観保全に向けた仕組み

1) 柳山の再生

板倉の文化的景観は、水塚や堤防、湖沼などの重要な要素が豊富に存在する一方、それらが地域全体に散在しているといった特徴を有している。確かに、どの地区にも文化的景観を構成する要素が存在するという事実は、板倉全域で文化的景観の保全に取り組んでいく上では大きな利点となる。しかし、その反面、取り組みの成果が地域内外の住民に伝わりにくいという欠点も有している。今後、文化的景観の保全において地域内外の住民の参加を促進させていくためには、保全の象徴的なシンボルを作り、地域内外の住民に対して文化的景観の価値の普及・啓発を行っていくことが必要である。

重要文化的景観の第1号に指定された近江八幡市の水郷地帯では、権座（内湖に浮かぶ島状の水田）を保全の象徴的なシンボルとして位置づけ、稲刈り体験やコンサート、収穫祭などの様々なイベントを通じて、地域内外の住民に対して文化的景観の価値の普及・啓発を行っている。図2は、権座で実施されている景観保全プロジェクトの全体イメージである。権座を保全の象徴的なシンボルとし、地域内外の住民の参加を促しながら、多様な保全の取り組みを展開していることが読み取れる。

板倉においては、谷田川周辺が保全の象徴的なシンボルとして高いポテンシャルを有していると考えられる。先述のとおり、非日常的な存在である渡良瀬川や利根川と比較して、谷田川周辺は、かつてから「生活や生業を通じた自然環境と人間の営みの関係性」が存在してきたところである。とりわけ、生活や生業と柳山との関連は強い。柳山には、水害に備えた作物が作られていた川田や、畦の保護を目的に挿し木で植栽され、家庭用燃料としても利用されていたヤナギなど、重要な要素が集中している。さらに、先述の通り、柳山からは、持続可能な「生活や生業を通じた自然環境と人間の営みの関係性」を読み取ることができる。柳山は、「生活や生業を通じた自然環境と人間の営みの関係性」のシンボリックな空間としての再生が想定しやすい。では、「生活や生業を通じた自然環境と人間の営みの関係性」の再生とは、具体的に、どのようなことに取り組んでいけばよいか。参考になるのは、現在、全国各地の里山で取り組まれている保全活動であろう。里山では、「生活や生業を通じた自然環境と人間の営みの関係性」の再生を目的に数多くの取り組みがなされている。里山保全の代表例である横浜市の寺家ふるさと村では、地域内外の住民が日常的に里山と関係性を持てるよう雑木林の下草刈りや間伐、谷津田の復田、散策路の設置といった空間整備が行われている。さらに空間整備に際しては、里山の希少な動植物への影響を考慮し、伝統的に行われてきた維持管理方法が採用されている。



図 1-6-3 近江八幡市の水郷地帯における象徴的シンボルを核とした景観保全プロジェクトの全体イメージ

出典：権座・水郷を守り育てる会ホームページ <http://gonza.jp>

現在、柳山は、川田の耕作やヤナギの採集が行われなくなった結果、ヤナギ類が高木化とともに下草も繁茂している。したがって、地域内外の住民が柳山と日常的に関係性を持つことは難しい。さらに、ヤナギ類の高木化や下草の繁茂は、日当たりの良い環境を好む草地性の希少な植物の生息環境を悪化させている。柳山において「生活や生業を通じた自然環境と人間の営みの関係性」を再生するためには、下草刈りや間伐、川田の復田、散策路の設置といった空間整備が重要である。その際、柳山の希少な動植物への影響を考慮し、かつて柳山で伝統的に行われてきた維持管理方法を採用していくことも重要である。

また、空間だけが整備されても「生活や生業を通じた自然環境と人間の営みの関係性」の再生は図られない。整備した空間を地域内外の住民が維持管理していく仕組みが必要である。近江八幡市の水郷地帯におけるイベントでは、農地の維持管理など景観保全活動に地域内外の住民が多数参加している。こうした状況を踏まえると、板倉でも伝統行事や揚舟ツアーなどのイベントと合わせて、ヤナギの植栽や川田での農業体験を実施し、柳山の維持管理を促進していく方策が検討されよう。

2) 新旧住民の人的資源を活用した保全体制の構築

これまで、板倉の文化的景観の保全は、地域に長年居住し、地域の伝統や文化に関する知識や技術を有する住民（以下、「旧住民」とする）によって担われてきた。例えば、農地景観の保全については、営農はもちろん、草刈りや用排水路の維持管理など日常的な農作業を通じて保全に

貢献してきた農家が大きな役割を果たしてきた。また、水辺景観の保全については、報告書『水郷のわざと生業』の発刊や国民文化祭における「揚げ舟ツアーや」の実施など、30年以上に渡って水場文化の保存・継承に関わる活動を続けてきた住民組織「板倉町民俗研究会」が大きな役割を果たしてきた。今後の板倉の文化的景観の保全においては、旧住民が有する知識や技術を最大限活用し、改めて保全の中心的な担い手として位置付けていくことが求められる。

一方、これまで、板倉ニュータウンなどに新たに移り住んできた住民（以下、「新住民」とする）は、文化的景観保全の担い手といった観点からは軽視されてきた。しかし近年、新住民が景観保全の担い手として活躍する事例が全国各地で報告されるようになってきている。特に、定年退職した新住民が、積極的に地域の伝統や文化に関する知識や技術を学び、地域貢献の一環として景観保全活動に取り組み始めている。例えば、東京都国分寺市では、農業に従事してこなかった新住民が、市が提供する援農ボランティア制度のもと、農業に関する研修を受け、農家の農作業を手伝うといった取り組みを行っている。現在、国分寺市では、約80名の新住民が援農ボランティアとして活動しており、その多くが60歳以上の定年退職者層である。新住民による景観保全活動は、農地に留まらない。放棄された里山においても、下草刈りや間伐・除伐作業といった管理活動を通じて新住民が景観保全に貢献している事例が多数見られる。これらの事実は、新住民が文化的景観保全の担い手として高いポテンシャルを有していることを示している。今後、板倉ニュータウンなどで定年退職する新住民の増加が予想される状況では、新住民を文化的景観保全の新たな担い手として積極的に位置付けていくことが重要だと考えられる。

文化的景観を構成する要素は、地域全体に多数存在しているため、旧住民だけで保全していくことは難しいと考えられる。一方、地域の伝統や文化に関する知識や技術が不足している新住民だけでも保全を担っていくことは難しいと考えられる。今後の板倉の文化的景観の保全に向けては、旧住民と新住民、両者の人的資源を活用した保全体制の構築が不可欠であると考えられる。

3) 景観農業振興地域整備計画の策定

板倉町の農業は、減反政策や農業従事者の高齢化などを背景に、経営面積、農業生産額とともに減少傾向にある。継続的な営農環境が確保できなければ、板倉の文化的景観の重要な構成要素である大規模な水田景観を保全していくことはできない。したがって、今後の文化的景観の保全においては、持続可能な営農環境を確保していくことが必要である。

持続可能な営農環境の確保に向けては、文化的景観の保全を活かした農産物のブランド化や都市農村交流事業に取り組んでいくことも考えられる。しかし、文化財保護の枠組みでは、農業のあり方を直接的な対象とすることができないため、持続可能な営農環境を確保していくことは難しい。

営農を通じた景観保全を直接的に扱うことができる手段として、景観農業振興地域整備計画がある。同計画は、「景観と調和のとれた良好な営農条件を確保する」ことを目的とした、景観法に基づく計画である。同計画では、①区域、②景観と調和した土地の農業上の利用に関する事項、③生産基盤の整備、④農用地の保全、⑤農業近代化施設の整備、の5つを定めることができ、市町村長が土地利用について勧告を出せるようになるほか、農地法の特例として自治体が景観整備機構として指定したNPOなどを農地の管理主体として位置づけることが可能となる。さらに、同計画の策定プロセスにおいて地域住民同士の協働が求められているため、組織的営農体制を構築する上でも有効である。

板倉の文化的景観に保全に向けては、景観農業振興地域整備計画の策定を通じて、持続可能な
営農環境を確保していくことが考えられよう。

(横張真・渡部陽介)

【参考文献】

UNESCO 2005 Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention

UNESCO World Heritage Centre

欧洲評議会 2000 欧州ランドスケープ条約 The European Landscape Convention、欧洲評議会ホームページ http://www.coe.int/t/e/Cultural_Co-operation/Environment/Landscape/

板倉町教育委員会 2008 『群馬県板倉町 水場の文化的景観保存調査報告書』

板倉町教育委員会 2008 『利根川・渡良瀬川流域の「水場」景観保存計画—群馬県板倉町—』

板倉町教育委員会 1997 『板倉町の自然環境'97』

板倉町 2009 板倉町風景計画

板倉町民俗研究会 2005 『水郷のわざと生業』

権座・水郷を守り育てる会ホームページ <http://gonza.jp/>

近江八幡市 2006 近江八幡市水郷地区（円山・白王・北之庄）景観農業振興地域整備計画、近江八幡市ホームページ

<http://www.city.omihachiman.shiga.jp/cmsfiles/contents/0000000/208/keikannousin.pdf>

落合基継・横張 真 2007 「農村地域における景観法の活用—滋賀県近江八幡市での景観農業振興地域整備計画策定を通じて」 『農村計画学会誌 26』 245-250

第7節 文化的景観の保存とまちづくり

(1) 景観および文化資源の保存と活用

1) 地域イメージアップ – 地域ブランドの創出

a 板倉きゅうりの地域ブランド化

板倉町の生産する農産物のなかでも、きゅうりの生産量は日本一である。生産量日本一であるとともにこだわりをもったきゅうりを生産しているのが特徴である。

生産者は技術、圃場条件により、適した品種選定をおこない、食味が良いとされる「ときわ品種」を栽培している。

ブルームレスが市場で主力を占めるなかで、ブルームきゅうりの食味が見直されている。また、四葉きゅうりの味は一番で、近年評価を受けてきている。この品種は減農薬栽培が難しいので慣行栽培で生産しているが、他はできるだけ減農薬栽培をおこなっている。

このように板倉きゅうりは市場では高い地位を占め、評価されているが一般の消費者にはそのブランドが周知されているとはいえない。板倉独自のブランドで販売されていないからである。

現在、日本各地では地域ブランドを商標登録し、そのブランド独自の付加価値で有利販売を進めるという機運が高まっている。地域ブランド化の機運が高まったのは、平成17（2005）年の商標法の改正で地域団体商標制度が導入されてからである。この結果、以前から地域名をつけて消費者の知名度の高かった。例えば飛騨牛などはその地名ブランドの権利が排他的に保護されるようになった。

今回の商標法改正は、地域ブランドをより適切に保護することにより、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的としている。具体的な改正内容は、下記の通りである。

- 地名入り商標について、事業協同組合や農業協同組合によって使用されたことにより、例えば、複数都道府県に及ぶほどの周知性を獲得した場合には、地域団体商標として登録を認める。
- 一方、地名入り商標の出願前から同一の商標を使用している第三者は、自己のためであれば当該商標を使用することができる。

板倉きゅうりを地域団体商標登録して、地域ブランド化することは板倉きゅうりに付加価値をつけることになるが、地域ブランドの場合は、地域の認知が全国的に高まり地域イメージがよいことが成功の要因となる。

地域ブランド研究所の「食品の購入意欲度」調査結果から、この点をやや詳しく見てみると次のようになる。

- ・ 食品の購入意欲度とは、各市の食品（分野を限らず）を「購入したい」と思う人の比率のことである。具体的には「それぞれの市の食品について、購入したいものがあれば、商品分野別にいくつでもお選びください。」という問い合わせに対して、米、野菜、肉・肉製品など16の項目（項目「その他食品」を含む）について複数回答で選択をしてもらった結果である。この質問で一つでも○がついた人の割合を「食品の購入意欲度」とした。
- ・ 食品購入意欲度が最も高かったのは函館市で67.1%である。実際に3人に2人が函館市の产品について購入したいと考えている。魚・魚製品を購入したいとこえた人が40.0%と多く、これは全779市中で1位。また、その他にも乳製品（2位）、郷土料理（3位）、和洋菓子（5位）となっている。
- ・ 2位は札幌市で62.0%。乳製品での購入意欲が1位となったほか、穀物（2位）、和洋菓子（3位）、酒・地ビール（3位）など11項目において10位以内に入るという結果となっている。
- ・ 3位は青森市で51.3%となった。果物で1位（28.4%）となったほか、米、野菜が各々7位に入るなど農産品の分野で高い評価を得ている。
- ・ これらの都市は観光地としてなじみが多く、流行歌の舞台としてもよく取り上げられなじみが深い。

板倉町の水場景観が重要文化的景観に選定された場合、板倉の農産物の地域イメージをどのように高めるのであろうか？その参考になる事例が新潟県の「越後白鳥米」ブランドである。自然環境の良さと商品イメージをうまく結びつけた事例である。

「越後白鳥米」は、新潟県北蒲原郡加治川村のSさんの栽培した有機、減農薬栽培の特別栽培米である。Sさんの水田の近くには白鳥の飛来する瓢湖があり、白鳥の生息できる豊かな水場環境をイメージさせて、特別栽培米のイメージを高めている。たくさんの白鳥が稻株や水田の害虫を食べ、また糞を落すことにより、害虫の発生を抑え、有機質の水田への還元をおこなっている。白鳥が農薬の被害を受けない環境に配慮した水田で栽培した米である。

このように、水場環境の保全が地域ブランド商品のイメージアップに役立っている。

板倉きゅうりの場合も、重要文化的景観としての地域イメージが、あまり市販されていないブルームや四葉きゅうりなどの伝統野菜の商品イメージを高めるとともに、環境に配慮した有機・減農薬きゅうりの商品イメージを高め付加価値をつけることが期待される。

b 住環境のイメージアップ

以下は、板倉ニュータウンを分譲販売しているある不動産会社のホームページを引用したものである。

板倉ニュータウンは群馬県が開発する 21 世紀の街です。「生活の利便性」と「安らげる空間」を兼ね備えた街づくりを目指しています。

◆便利な交通アクセス

知的で快適で優しい生活を育むために、豊かな自然環境と住まい・人・文化がしなやかに融合する街。

都心へ 60km 圏内という好立地に加えて、通勤のための単なるベットタウンではなく、緑・学・住・遊がバランス良く調和した街づくりをめざしています

◆自然環境を生かした公園と街

板倉ニュータウンをシンボライズする空間が、水辺と緑をふんだんに活かした 2 つの公園です。スポーツ・レクリエーションゾーン、水辺の生き物ふれあいゾーンなど自然やスポーツが楽しめるシンボル公園（泉野地区）。そして、フラワーガーデンやウォーターステージなど、にぎわいと出会いに満ちた近隣公園（朝日野地区）があります。さらに生活面からは、太陽光住宅をプランニング。また、美しい景観を保つため地区中心部と幹線道路の無電柱化を進めています。



ここでは、自然環境を生かした公園都市というイメージが付加価値をつけ消費者への吸引力になっていることがわかる。重要文化的景観に選定されれば、このイメージがさらに高まり、文化人の居住地域として学園都市のイメージと相乗効果で価値を増し、高所得者を誘致することになり町の財政にも寄与することが期待される。

2) 農村景観観光

通常、観光資源は、「歴史資源」「自然資源」「モノ資源」「サービス資源」の 4 つの地域資源に分類できる。歴史、自然資源は古来より地域が有している資源であり、一方、モノ、サービス資源は人が新たに創り出せる資源である。

地域に来訪者を呼び込むには、これら 4 つの資源をどう活用し、結びつけるかが観光施策を立案する上で重要である。

板倉町の水場景観は、重要文化的景観に選定されることによって認知度を高め、来訪者も増加するであろう。しかし、従来型の観光、ホテル、土産物店の増加に依る地域経済効果などは期待できないし、また期待すべきではないであろう。

代わりに、農村、環境学習観光とでも呼ぶべき新しい観光の創出が期待される。板倉町は首都圏から日帰りで往来できる位置にあり、その利点を生かして、小、中、高等学校の農業、環境教育の場としての「観光」が期待される。

これらの「観光」で直接、地域経済振興に結びつくものは少ない。せいぜい、地域の食事場

所と提携して地域食文化を結びつけた食材の提供などにとどまるかもしれない。しかし、一つの学校の1学年が訪れたとして、約300人、年間300校が訪れたとして9万人、食材費が300円程度としても2,700万円程度が地元農家に落ちることになる。

また日帰り訪問客の場合は、こうした食材料代金の他に地場農産物の購入も期待できるであろう。

こうした農産物の販売効果は、地元農業者のみならず、農業協同組合、商工業者との連携無しには成功しないだろう。

まず、地元の農協に地域食材を供給してもらうことである。きゅうりなどの専作化が進んでいる現状ではなかなか難しいだろう。そこで農協女性部や高齢者部会を中心として自家消費野菜の余剰部分の供給を組織することが重要になる。地域食材の供給は数十種に及ぶと思われる所以兼業農家や高齢者農家などの自給中心農家の役割が重要になる。

また、将来的には 農産物直売所を立ち上げてそこと連動し、食材を供給すると同時に地域食文化を提供する食事所を兼営しても良いであろう。勿論既存の商業者の協力も欠かせない。せっかく来訪者が増えたのに、そこで供給する食材が地域外、はなはだしくは外国産農産物が主になれば、景観保全と結びついた地域食文化提供にはならないであろう。

歴史、自然資源も人間の営みが加わって保全されるのであり、モノ、サービス資源も歴史、自然資源と相乗的な関連を有するものである。水場景観という歴史、自然資源に立脚した独自のモノ、サービスを提供することが新しい形の「観光」になり、地域振興に寄与するものと思われる。

3) 環境保全

土地改良区は、地域の農業用排水の供給、施設の維持管理のみならず、地域の環境保全にも寄与している。

現在の水管理組織の原型は、日本の近世、江戸時代の集落の発展に伴って確立されたと言われている。そうした伝統的な地域組織である集落が、多くの地域活動を農業生産活動の一環として行ってきたのである。

農業生産のための水利施設の維持管理と地域用水の管理組織とは渾然一体となっていた。施設の維持管理には村人が全員出役していた。農業用の水利施設の受益者と地域用水の利用者とは分離されていなかった。こうした状況は明治期になってもなんら変わることはなかつた。

日本には、地域の環境管理そのものを、目的とした組織はなく、水稻作の継続的生産を維持するための水利組織が、地域管理をも担ってきた。農業の通水を良くするためには、用水路の浚渫などの保全が欠かせず、 こうした地域の生産施設の維持管理が、結果的に地域環境の管理、保全に連なったのである。

地域の農業生産を円滑に行うための用水や排水の整備、保全が地域そのものの存立条件となっているのであるから、水利施設の管理の空洞化は地域の空洞化につながる。地域の用排水路や水田が降水を貯留し一気に域外に流出させる治水機能、生活廃水の受け皿、また潤いのある親水空間の提供など農業用水の果たして来た役割は大きい。

現在、その管理を誰がするかが問われている。地域での生活者が農業者だけであった場合、

地域の農業用排水は農業者のみの管理で事足りていた。しかし、地域が混住化し、農業者以外の住民の排水が増加し、また、一般住民の輩出するゴミが農業用排水に投げ捨てられ、環境汚染が進むと、その汚染の付けは農業者にだけまわされ、水路管理の出役が増大するのみならず、土地改良区の賦課金の増加にも連なる。

こうした悪循環は、地域が重要文化的景観の選定を受けることである程度緩和されることが期待されている。

ゴミはゴミを呼ぶのであって、美しい環境地域や、重要文化的景観の選定を受けた地域では、住民の環境保全意識も高まり、環境を害するような行為も少なくなる。結果的に、用水路の維持管理、環境保全のための出役、維持管理費用の節約にもなるだろう。

(2) 地域資源保存継承のための組織・手段

以上、見たように、板倉町の水場景観が重要文化的景観の選定を受けることにより多くの地域振興に役立つ効果が期待される。しかし、言うまでもなく、これらの効果は自然発的に発現するものではない。効果を発現させるための、組織、手段が必要になる。その、組織、手段は従来の行政の発想を超えたものになるであろう。

1) 景観・文化資源保存のための住民の組織化

板倉町の水場の景観、文化資源は、言うまでもなく、板倉町住民だけのものではなく、全日本人、全世界人類にとっての貴重な資源である。しかし、便益は広域にわたっても、その保全のための費用は、板倉町住民を始めとした所有者等の負担が基本となる（当然、公的な補助金はあるが）。板倉町住民のみが、広域的な便益の発生する保全事業の維持管理の負担をしなければいけないことは、本来的には望ましいことではないだろう。ひろく、全国民の援助が必要であろう。

全国人民、企業のこうした景観、環境保全活動に対する助成にはグラウンドワーク活動の理念、手段が有効である。

滋賀県、甲良町の事例は、日本型グラウンドワーク活動の先駆的事例として高い評価を受けている。グラウンドワーク運動とは1980年代イギリスで始まった運動で地域を構成するすべての主体、すなわち住民、企業、行政、専門家などがパートナーシップを組んで地域の環境を改善していくという運動である。

イギリスでは、運動の推進母体として、地域でパートナーシップを組織して、専門家集団として「グラウンドワークトラスト」が組織されている。グラウンドワークトラストは行政、企業、住民の基金によって自治体に組織されている。

グラウンドワーク運動の特徴は、地域住民主体の地域作りと、従来敵対的とみなされていた企業、行政、住民が専門家の助力を得ながらパートナーとなり、共に協力して地域活動を行うものである。そのため基金（トラスト）を形成し活動に充てるものである。グラウンドワークという意味は大地に根ざした活動を意味している。

滋賀県甲良町は、琵琶湖の東南部に位置し町境を流れる犬上川の扇状地に展開する近江米の有数の産地である。人口は約9,000人、農業を基幹とする町である。昭和56（1981）年に圃

場整備計画、昭和60（1985）年には集落内水路のパイプライン化による用水改良計画が提示された。しかし、美しい水郷としての景観が損なわれるのではないかという危惧が住民の間から噴出し、こうした町民の声を受け、「犬神地区環境検討委員会」が設置され、集落内の水路や環境変化に対する調査が実施され、対策が検討され、昭和60年には「甲良町農村景観形成構想」がまとめられた。この構想が「せせらぎ遊園のまちづくり」の基礎になっている。総合計画の下、平成2（1990）年から町単独で景観形成事業を用意した。また、平成10（1998）年に農林水産省で創設された「農業水施設高度利用事業」（のちの「農村水環境整備事業」）を導入した。地下パイplineによって供給される農業用水の分水工を利用して「滝」『湧き水』などを設けた親水公園を、14箇所に設置し、集落内7水路の整備を図るものである。こうした活動の成果を受けて、現在、甲良町はグラウンドトラスト甲良創設に取り組んでいる。多面的な環境保全活動を継続して推し進めるために基金を造成し、環境保全地域を管理地として指定するために使用するものである。

このように、板倉町の場合も仮称「景観・文化資源保全」トラストを設け、住民、企業からの助成を広く募ることも考えるべきである。

2) 景観・文化資源オーナー制

一般住民からの助成を募る手段として「オーナー制」の活用も参考になるだろう。オーナー制は農業用排水路などの環境を保全するために、用排水路沿いにグラウンドカバーになる景観作目を植樹するものである。こうすることによって、ゴミの不法投棄などの環境汚染活動は減少する。

三重県の立梅用水の事例が有名である。平成7（1996）年の土地改良区は「ふるさと水と土の保全活動に取り組むことを定款に盛り込んだ。定款第4条の事業および活動の項で、5項にこの土地改良区は、農地や農業用施設の保全を目的とする「ふるさと・水と土」保全事業ならびに並び保全活動を行うことができる。6項に「地域住民と一体となって地域用水機能の増進を図り、施設の多面的機能発揮への貢献を行うことができる。7項に「子供達が農業・農村に理解を深めるための体験施設である「あぜ道とせせらぎ」づくり活動をおこなうことができる」と規定している。定款に土地改良区の事業目的として多面的機能の発揮のみならず、教育機能まで盛り込んだのは立梅用水土地改良区が全国で始めてである。

また維持管理計画書においても「農業集落の環境用水としての役割拡大も図り、豊かで潤いのある農業農村集落の形成に寄与するものである」と明記している。子供の頃のような立梅用水を復元できないものか。そのためにはまず水路沿いの環境の美化が必要だ。こう考えた改良区の事務局長高橋さんの呼びかけで、平成6（1994）年から地元の住民のボランティア組織である「あじさい俱乐部」があじさいの植栽を始めた。あじさいは大師地区の農地を含めた立梅用水沿いに植栽された。あじさいの苗を市販の苗に頼ることは予算の都合でできなかつたし、植栽のための人件費もまたなかつた。全部地域住民が担わなければならなかつた。最初は発泡スチロールの空き箱をスーパー八百屋などで集め、土を入れて各戸にくばり、挿し木を育ててもらうこととした。あじさいは半年ほどで定植出来るほどに大きくなり、それを休耕田に移植してさらに大きくした。当初の予定では移植後1年程で用水路沿いに定植できる予定であったが、平成6（1994）年は異常気象で渇水が続き定植したほとんどのあじさ

いが枯死してしまった。この失敗にもめげず、再度挿し木を始め、翌年あじさいは立派に用水沿いに根づいた。あじさいの植栽は「あじさい寺」のように花の美しさだけを売り込む者ではなかった、水路とあじさいが一体となったひとつの日常の風景の創出を願った。

現在、「あじさいいっぽい運動」はあじさいオーナー制度にまで発展し、非農家を含んで多くの住民が資金や労働の提供を行っている。

「あじさいいっぽい運動」がさらに発展し、村内の丹生地区の荒廃田を利用して「丹生大師の里 土と緑の保全広場」(700m²)を造成し、地域の水生植物の保全復元に乗り出している。ここにはホテイアオイのほかウォーターポピー、ウォーターレタス、ハスなどを植栽している。

この事業には、土地改良施設や農地の保全を目的にした「ふるさと水と土基金」を活用した。基金からは観察会の経費や水田の管理費への助成があり、村からは観察用施設などに80万円の助成があった。

このように、一般住民が、景観・文化資源の保全活動へ参加できるような仕組みを工夫すべきであろう。

3) 板倉町と関連団体との協力

板倉産農産物の地域団体商標登録には、農業協同組合の全面的協力がないと成り立たず、また農産物直売所の運営や地域農産物の供給も農業協同組合抜きには考えられない。また、板倉、「水場」の食文化の提供も、地域の商工業者の主体的参加が欠かせない。

重要文化的景観の選定を、単なるビジネスチャンスとしてのみとらえるのではなく、板倉町が文化的景観地区に指定された意義、理念の共有の下におこなわれなければいけない。

さらに、板倉町の文化的景観の多くが、農業用排水関連施設であるため、土地改良区の参加も欠かせないだろう。また、環境教育や、伝統文化の学習にも関係するところから教育機関との連携も重要である。

4) 板倉町住民の参加

重要文化的景観の選定は、単なる文化的景観保全活動の始めの契機にしか過ぎず、今後息長い住民の参画を促す啓発活動が必要になるだろう。

住民の環境・景観マップ作成運動、学校教育の場での環境や文化にちなんだ体験学習、作文などの教育、農・商工業者の新しい地域振興のための多面的なアイデアの創出などと絡み合って、文化的景観地区の指定は生かされてくると思われる。

(岡部 守)